

# 中央新幹線第一中央自動車道架道橋ほか新設工事 における環境保全について

令和5年6月

東海旅客鉄道株式会社



# 目 次

	頁
<b>第1章 本書の概要</b> .....	1
<b>第2章 工事の概要</b> .....	1
2-1 工事の概要.....	1
2-2 工事位置.....	2
2-3 施工手順.....	4
2-3-1 工事施工ヤード等の施工手順.....	4
2-3-1-1 工事施工ヤード計画 (令和5年度第2四半期～第3四半期).....	5
2-3-1-2 工事施工ヤード計画 (令和5年度第4四半期～令和6年度第2四半期).....	6
2-3-1-3 工事施工ヤード計画 (令和6年度第2四半期～令和9年度第2四半期).....	7
2-3-1-4 工事施工ヤード計画 (架道橋・高架橋工事完了後).....	8
2-3-2 架道橋・高架橋の施工手順.....	9
2-4 工事工程.....	28
2-5 工事用車両の運行.....	29
<b>第3章 環境保全措置の計画</b> .....	32
3-1 環境保全措置の検討方法.....	32
3-2 環境保全措置を検討した事業計画地.....	33
3-3 重要な種の生息・生育地の回避検討.....	34
3-4 工事による影響を低減させるための環境保全措置.....	41
3-4-1 大気環境(大気質、騒音、振動).....	41
3-4-2 水環境(水質).....	46
3-4-3 土壌環境(土壌汚染).....	49
3-4-4 その他(日照障害、電波障害、文化財).....	51
3-4-5 動物・生態系.....	52
3-4-6 景観.....	54
3-4-7 環境への負荷(廃棄物等、温室効果ガス).....	55
3-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による 影響を低減させるための環境保全措置.....	58
3-6 専門家等の技術的助言.....	61
3-7 環境保全措置の実施にあたっての対応方針.....	61

第4章 事後調査及びモニタリング	62
4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画	62
4-2 事後調査及びモニタリングの結果の取扱い	64

## 第1章 本書の概要

本書は、中央新幹線第一中央自動車道架道橋ほか新設工事（以下、「本工事」という。）を実施するにあたり、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】平成26年8月」（以下、「評価書」という。）に基づいて実施する環境保全措置及び事後調査・モニタリングの環境保全に係る具体的な計画について取りまとめたものである。

## 第2章 工事の概要

### 2-1 工事の概要

- ・ 工事名称 : 中央新幹線第一・第二中央自動車道架道橋ほか新設  
 ※中央新幹線第二中央自動車道架道橋ほか新設に係る工事に関しては、計画の進捗に応じて別途、環境保全の計画を取りまとめる。
- ・ 工事場所 : 山梨県笛吹市境川町三<sup>みつくぬぎ</sup>櫛地内及び境川町<sup>ふじぬた</sup>藤垈地内
- ・ 工期 : 令和5年2月14日～令和9年7月16日
- ・ 工事概要
  - 構造形式 : 下部工…橋脚8基（ケーソン基礎2基、深礎基礎4基、直接基礎2基）  
 （図2-1参照） 上部工…鋼トラス橋1連、2径間連続PCラーメン箱桁3連
  - 施工延長 : 約330m
  - 工事施工ヤードの面積 : 約17,440 m<sup>2</sup>
- ・ 作業時間 : 8時00分～18時00分  
 ニューマチックケーソン基礎は8時00分～21時00分  
 鋼トラス橋上部工（中央自動車道上空）は20時00分～翌6時00分  
 深礎基礎（薬液注入工・掘削工）は8時00分～翌5時00分  
 ※前後30分程度は準備・片付け等を行う。  
 ※緊急対応時は時間外に作業を行うことがある。
- ・ 休工日 : 日曜日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始

※工事の進捗、作業の内容、運搬物の状況等により、やむを得ず上記以外の時間や休工日に作業や運搬を行うことがある。

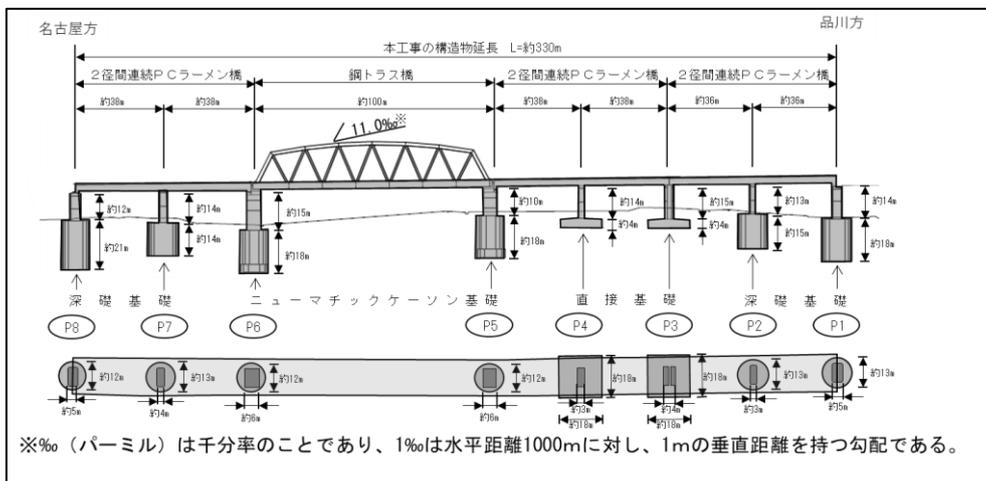
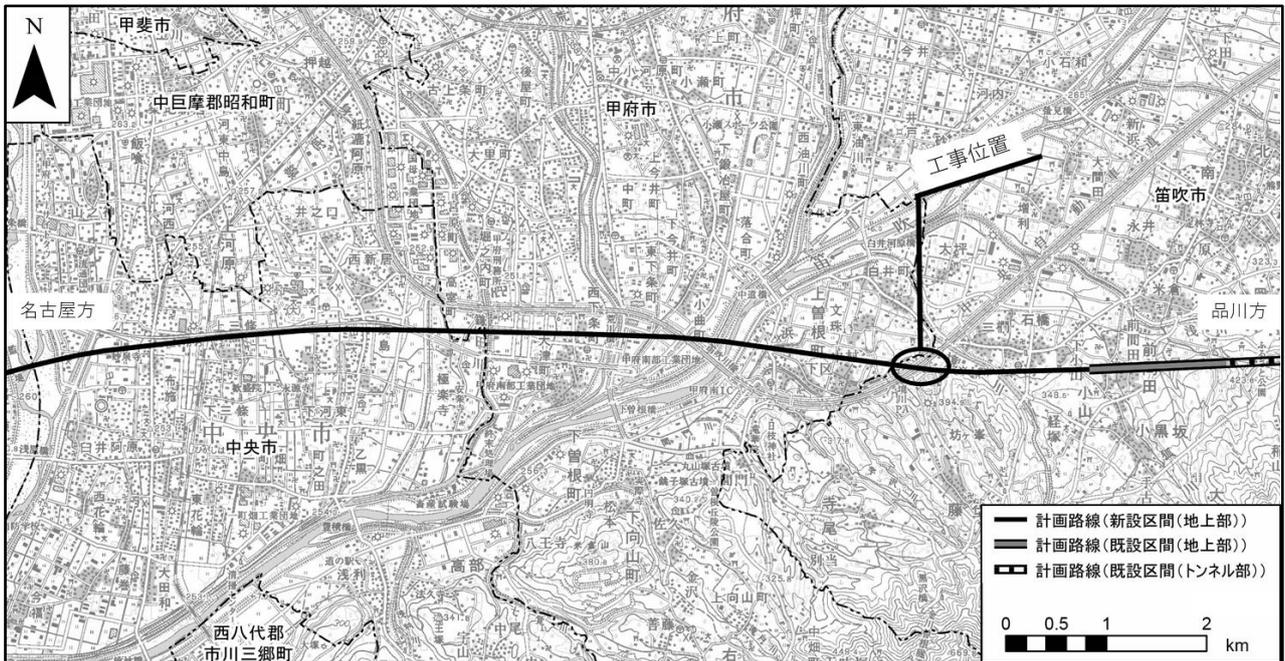


図2-1 構造形式

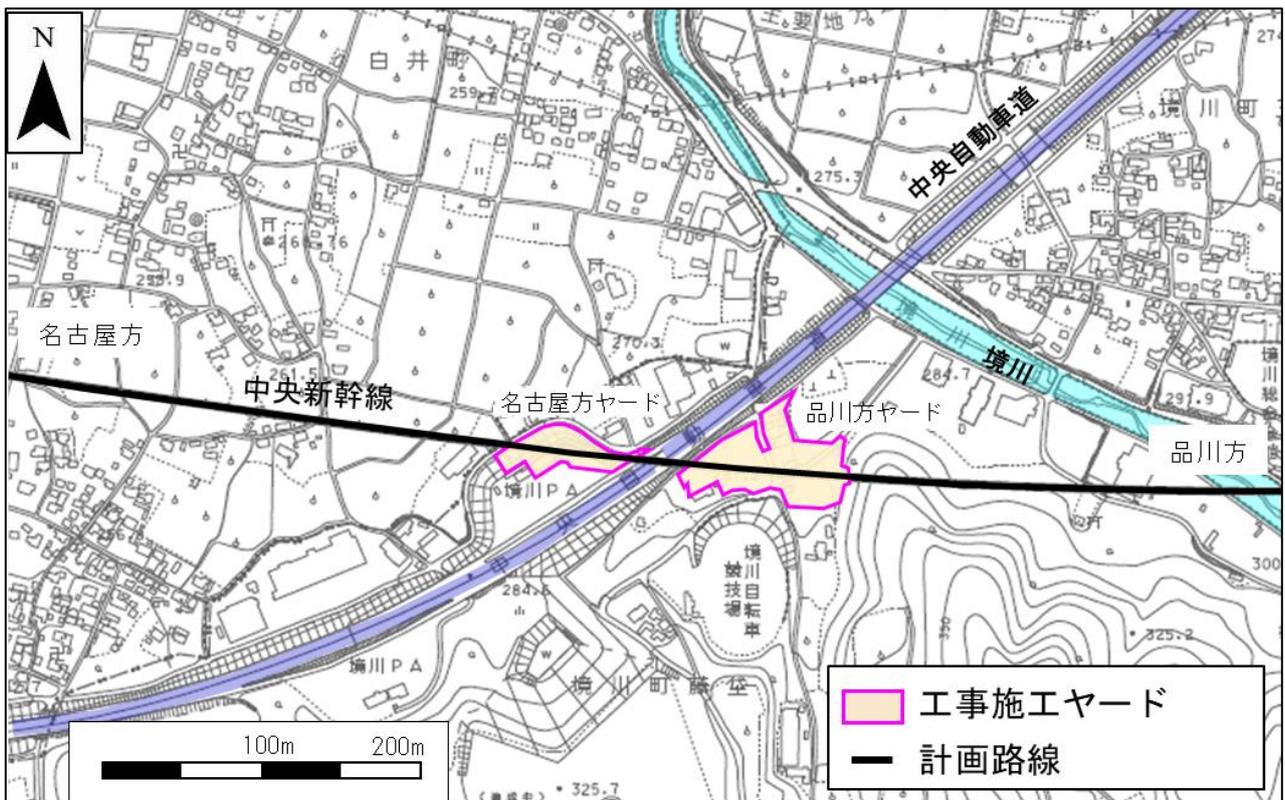
## 2-2 工事位置

本工事の工事位置を図 2-2、2-3 に、工事位置の状況を写真 2-1 にそれぞれ示す。なお、工事施工ヤードの形状については、変更する場合がある。



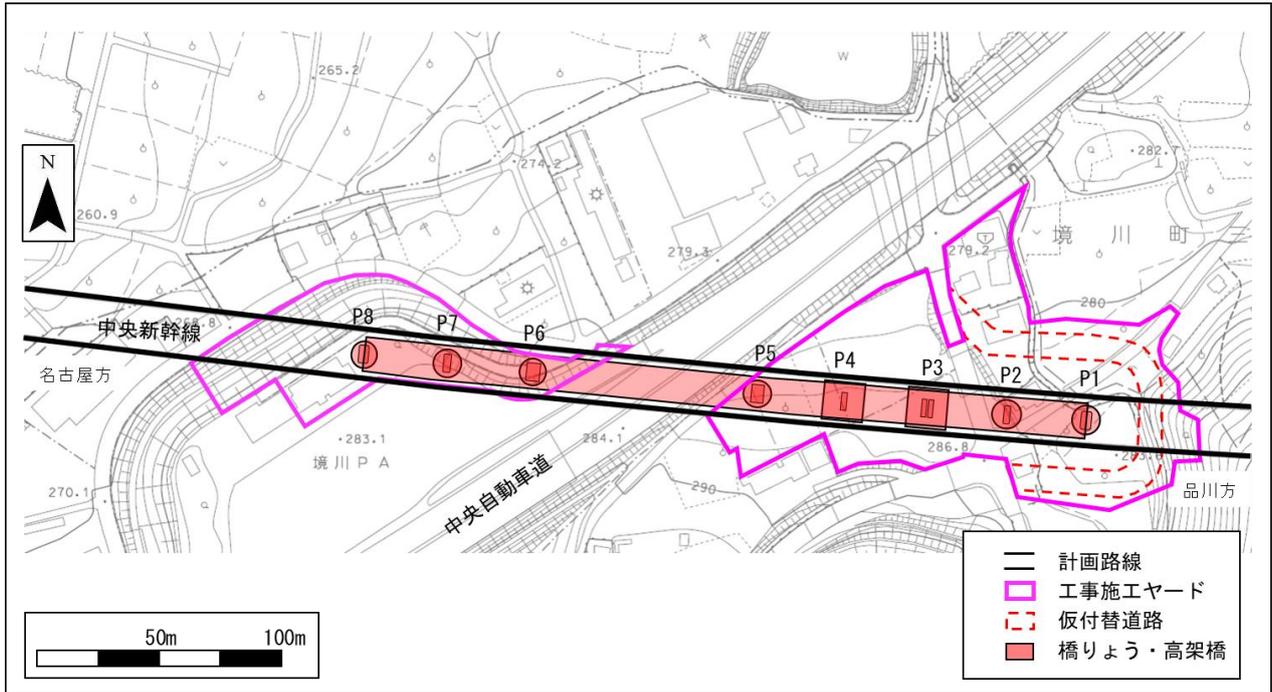
(国土地理院発行の数値地図 50000 (地図画像) を加工して作成した)

図 2-2(1) 工事位置



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-2(2) 工事位置



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-3 工事位置(詳細図)



写真 2-1 工事位置の状況

## 2-3 施工手順

本工事の施工手順は次の通りである。なお、行政機関ほか関係箇所との協議結果や現地の状況、工事の進捗等により、施工手順は変更となる場合がある。

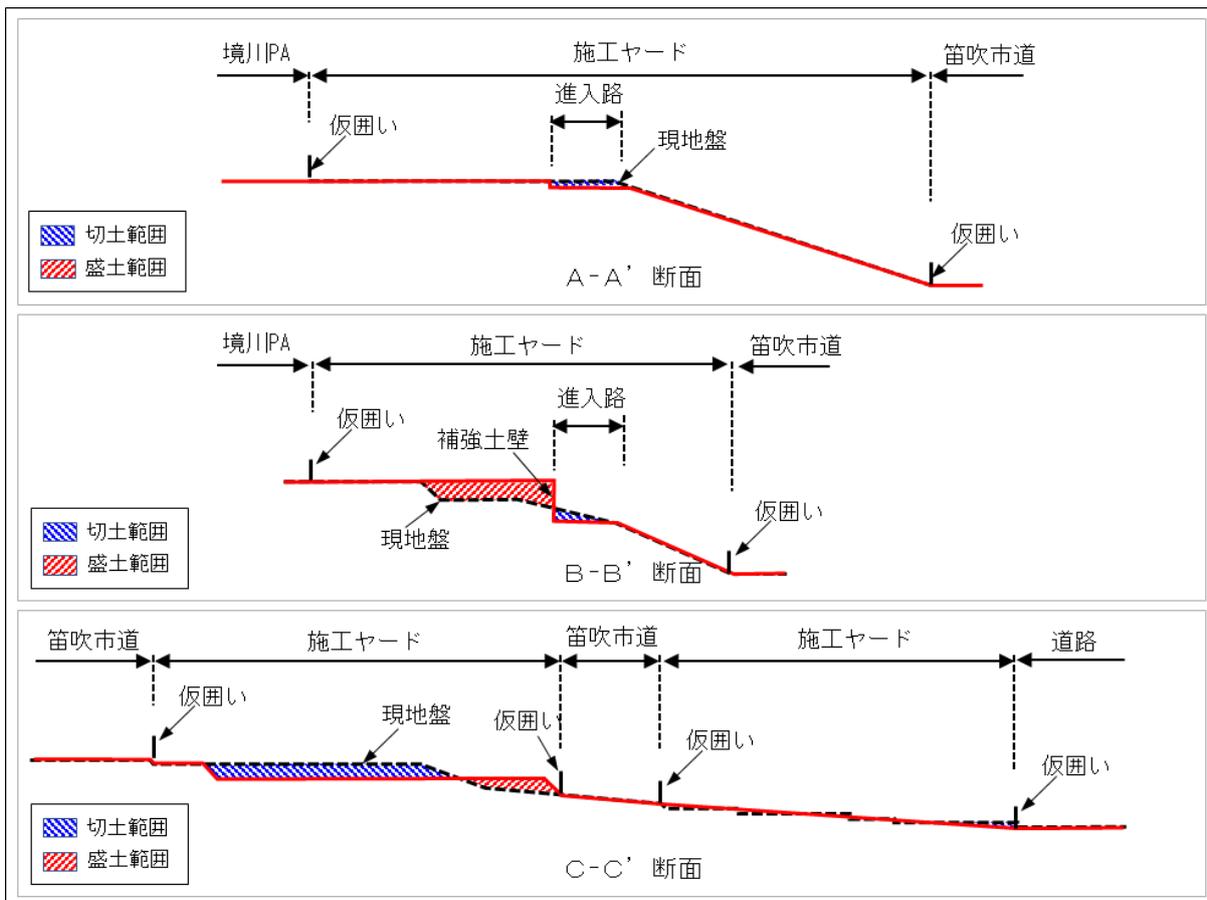
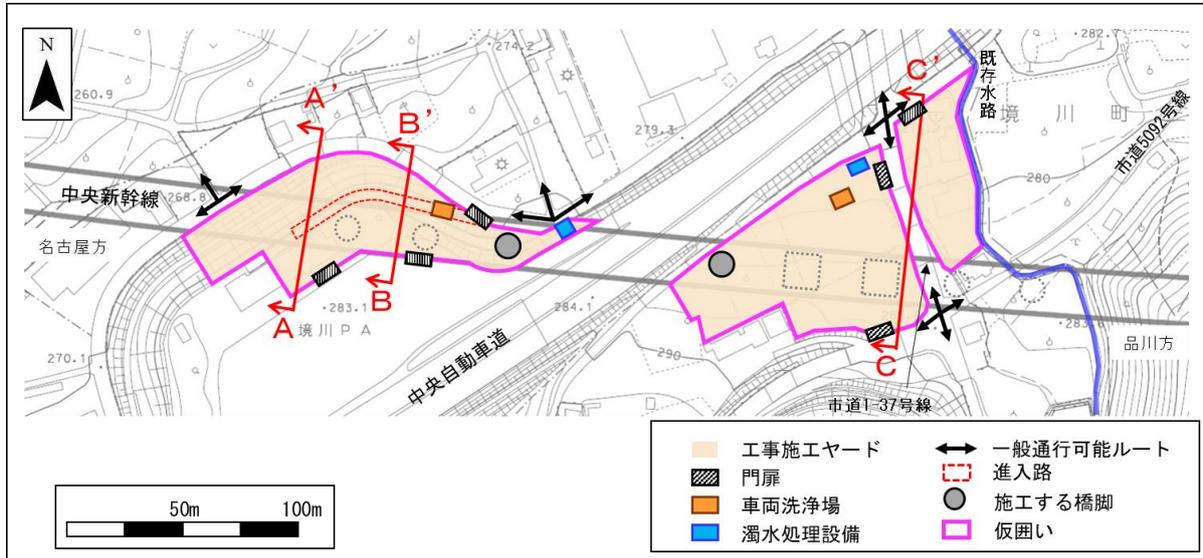
### 2-3-1 工事施工ヤード等の施工手順

中央自動車道を挟んで品川方、名古屋方にそれぞれ工事施工ヤードを整備する。工事施工ヤードは、道水路の仮付替えを行いながら工事の進捗に応じて形状を変更する。仮付替えをした道水路については、工事完了後に一部付替えを行う計画である。施工時期ごとの工事施工ヤード計画図を図 2-4～2-7 に示す。

なお本書において、橋りょうのうち中央自動車道を越えるためのものを「架道橋」、その他の橋りょうを「高架橋」として記載している。

### 2-3-1-1 工事施工ヤード計画（令和5年度第2四半期～第3四半期）

令和5年度第2四半期から第3四半期の工事施工ヤードを図2-4に示す。名古屋方ヤードにおいては、バックホウ等の建設機械を用いて、切土・盛土や補強土壁を施工し平地を造成するとともに、進入路の整備を行う。品川方ヤードにおいては、バックホウ等の建設機械を用いて切土・盛土を施工し平地を造成する。また、工事施工ヤードの周囲には仮囲い、門扉を設置する。

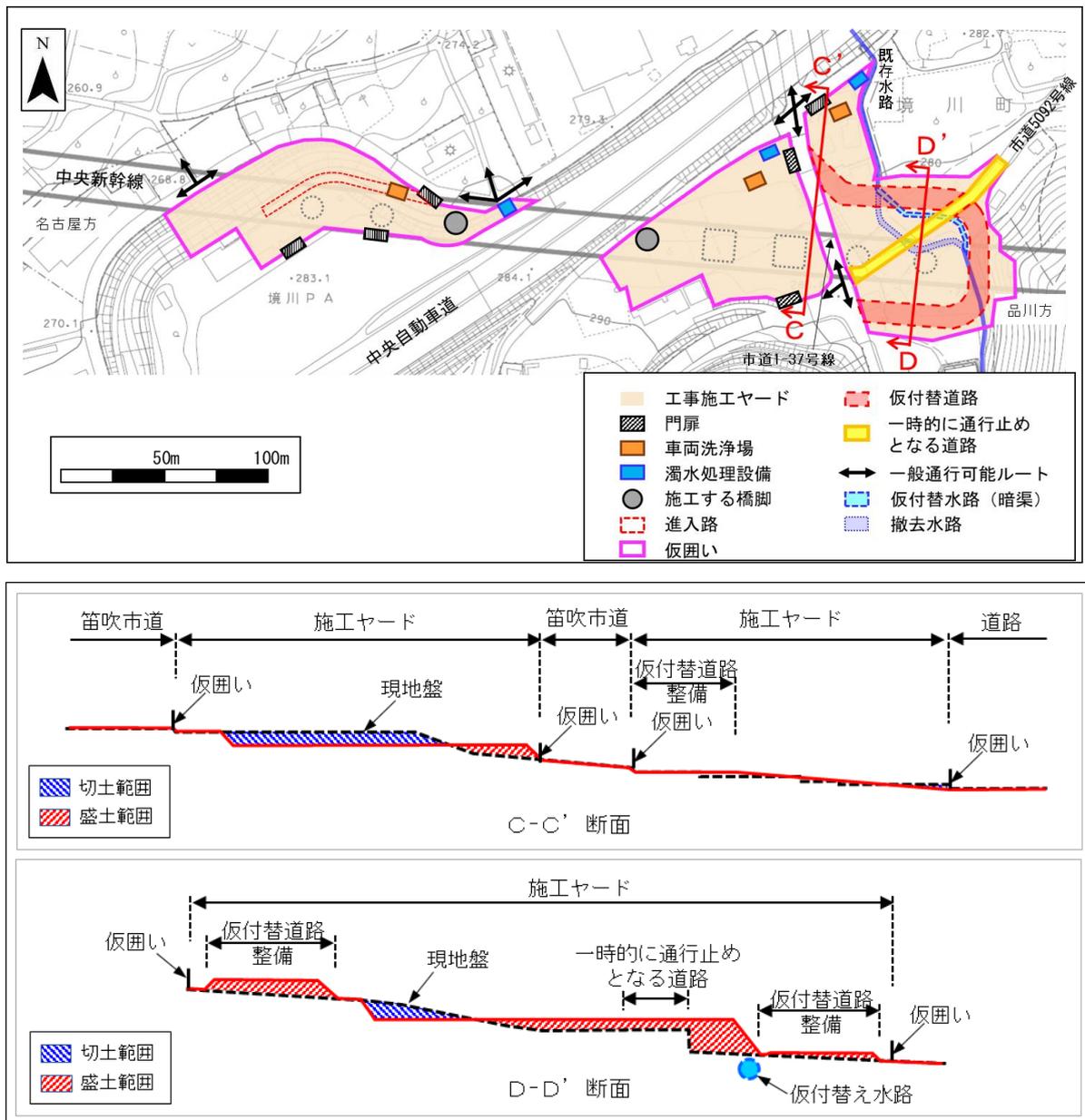


(本図は自社の測量成果物を用いている)

図2-4 工事施工ヤード計画図（令和5年度第2四半期～第3四半期）

### 2-3-1-2 工事施工ヤード計画（令和5年度第4四半期～令和6年度第2四半期）

令和5年度第4四半期から令和6年度第2四半期の工事施工ヤードを図2-5に示す。品川方ヤードにおいて、ヤードを拡張し市道1-37号線及び既存水路の仮付替え工事を行う。仮付替え工事に伴い市道5092号線を一時的に通行止めとする。

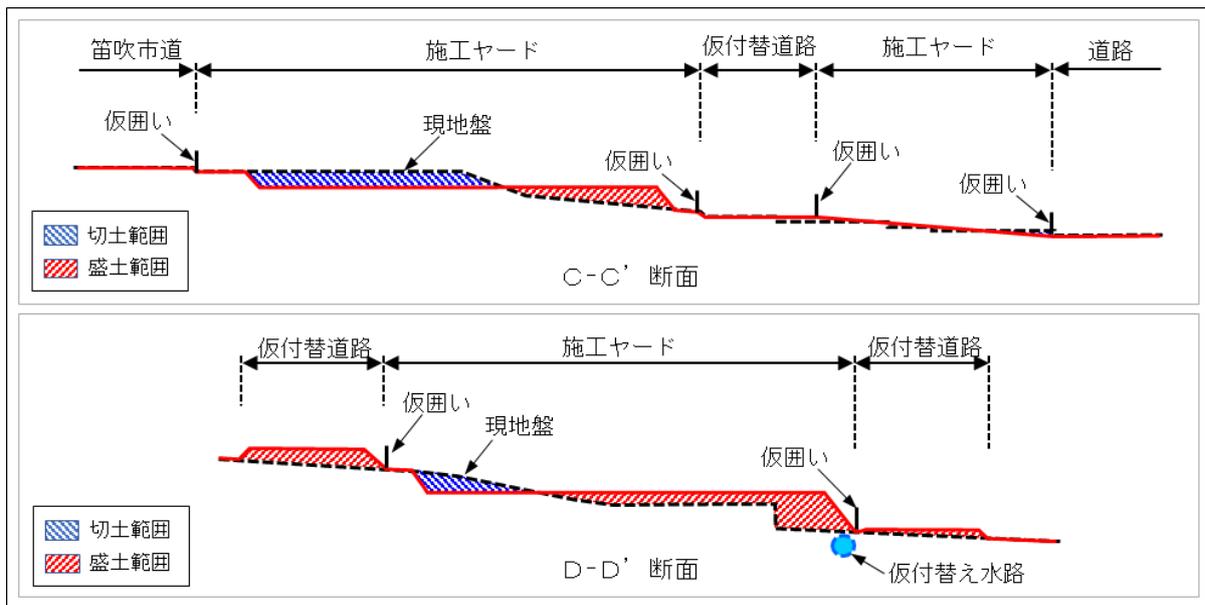
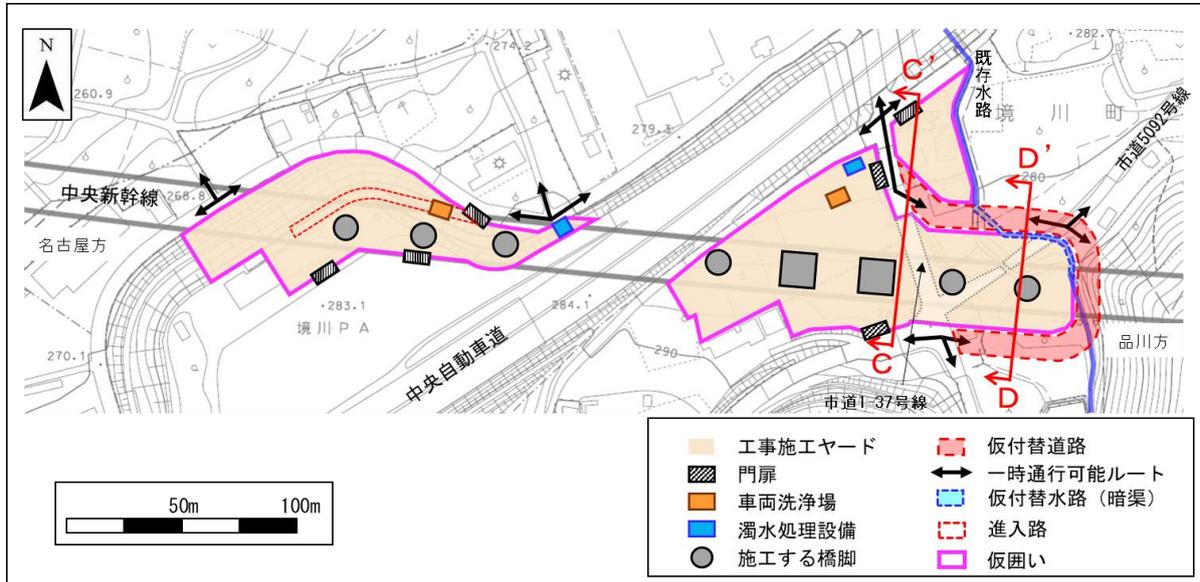


(本図は自社の測量成果物を用いている)

図2-5 工事施工ヤード計画図（令和5年度第4四半期～令和6年度第2四半期）

### 2-3-1-3 工事施工ヤード計画（令和6年度第2四半期～令和9年度第2四半期）

令和6年度第2四半期から令和9年度第2四半期の工事施工ヤードを図2-6に示す。品川方ヤードにおいて、仮付替道路の供用を開始しヤードの形状を変更する。

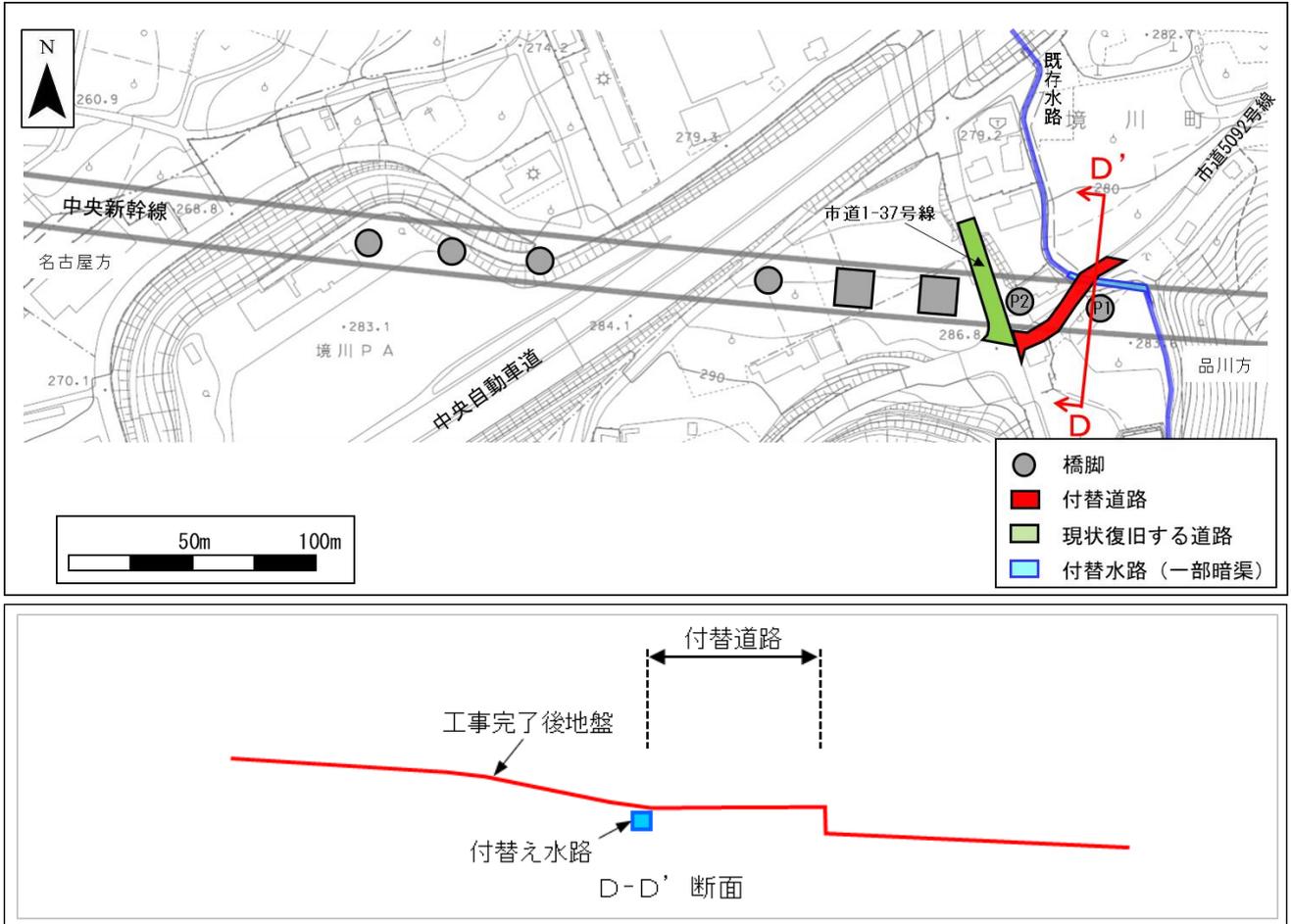


（本図は自社の測量成果物を用いている）

図2-6 工事施工ヤード計画図（令和6年度第2四半期～令和9年度第2四半期）

### 2-3-1-4 工事施工ヤード計画（架道橋・高架橋工事完了後）

架道橋・高架橋工事完了後、市道 1-37 号線は原状復旧し、市道 5092 号線は P2 橋脚が支障するため南側へ付替える。また、仮付替水路は撤去し一部区間は原状復旧、一部区間は P1 橋脚に支障するため北側へ付替える。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-7 工事施工ヤード計画図（架道橋・高架橋工事完了後）

## 2-3-2 架道橋・高架橋の施工手順

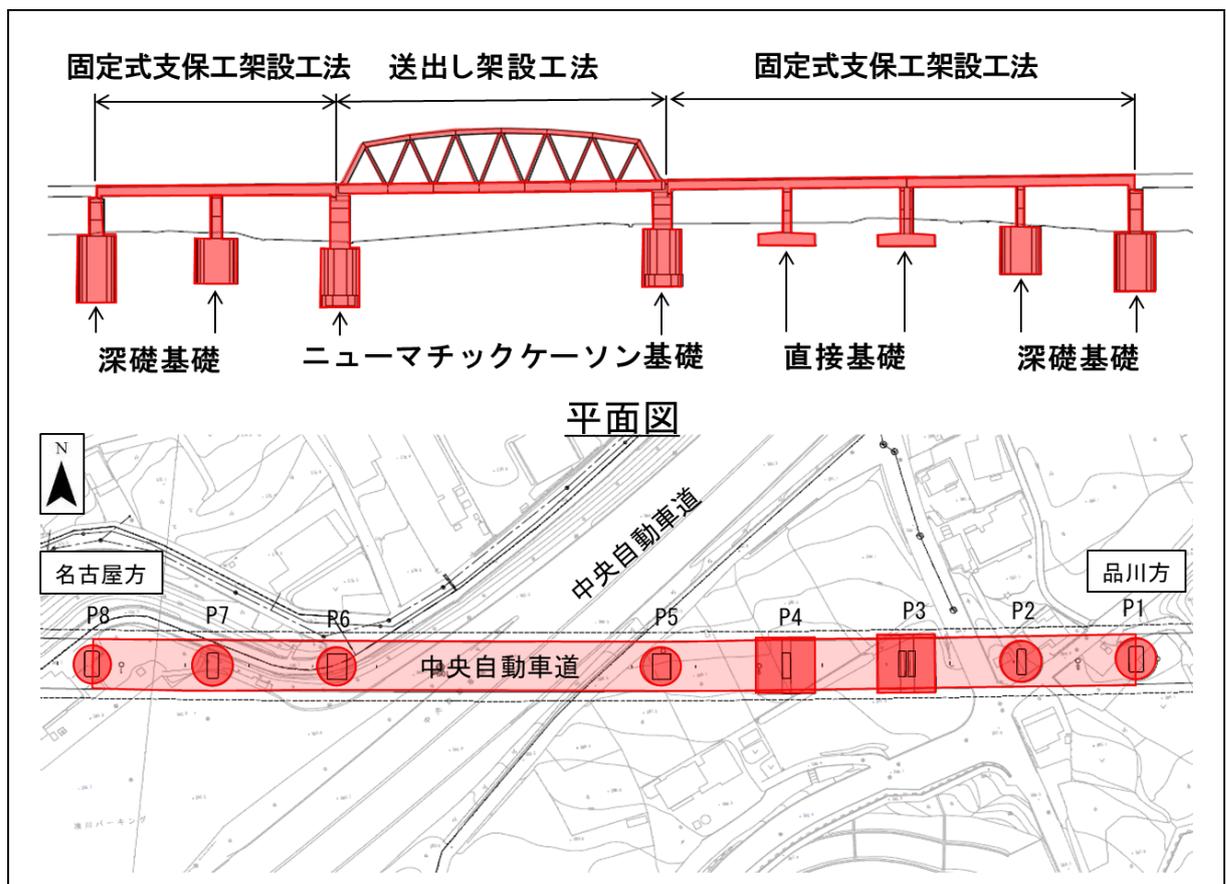
本工事の架道橋・高架橋の施工方法を図 2-8 に示す。

### 下部工

- ・ニューマチックケーソン基礎
- ・深礎基礎
- ・直接基礎

### 上部工

- ・送出し架設工法
- ・固定式支保工架設工法



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-8 施工方法

### 【下部工（ニューマチックケーソン基礎）の施工手順】

下部工（ニューマチックケーソン基礎）の主な施工手順を図 2-9、図 2-10 に示す。

#### 施工ステップ

- ① 鋼矢板設置
- ② 鉄筋・型枠組立、コンクリート打設（作業室 1 ロット目）
- ③ 掘削、沈設
- ④ 鉄筋・型枠組立、コンクリート打設（ケーソン部 2～4 ロット目）
- ⑤ ステップ③～④の繰り返し
- ⑥ 中埋コンクリート打設
- ⑦ 躯体鉄筋・型枠組立、コンクリート打設（5 ロット目）
- ⑧ 型枠・足場解体
- ⑨ 埋戻し
- ⑩ 鋼矢板撤去
- ⑪ 躯体鉄筋・型枠組立、コンクリート打設（6 ロット目）
- ⑫ 型枠・足場解体

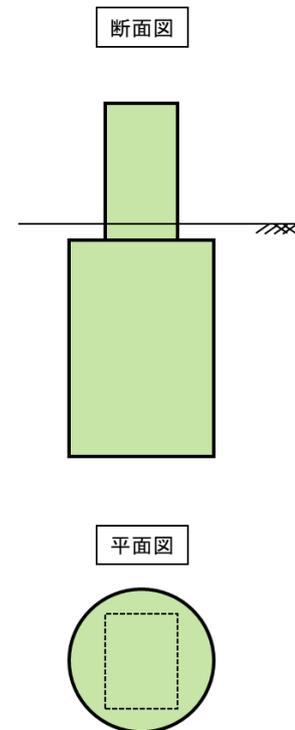


図 2-9 下部工（ニューマチックケーソン基礎）の施工手順

# 下部工（ニューマチックケーソン基礎）

## 施工イメージ図

## 類似工事の写真

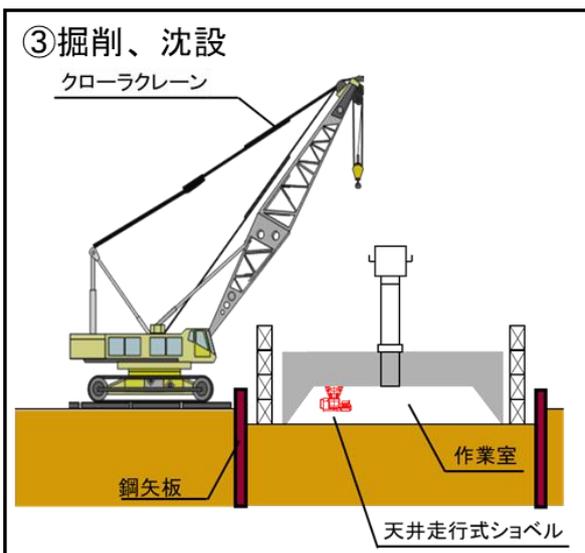
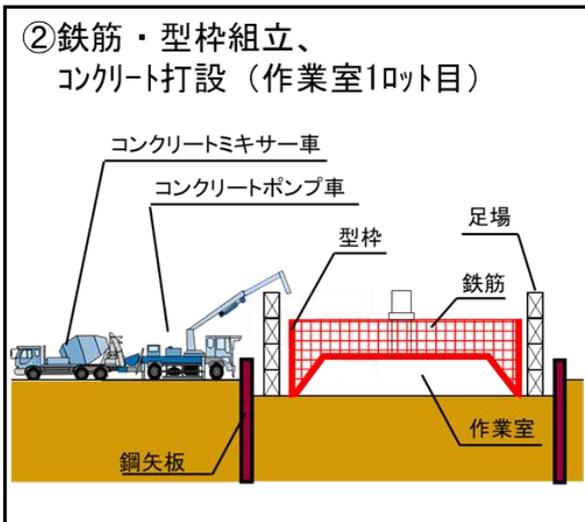
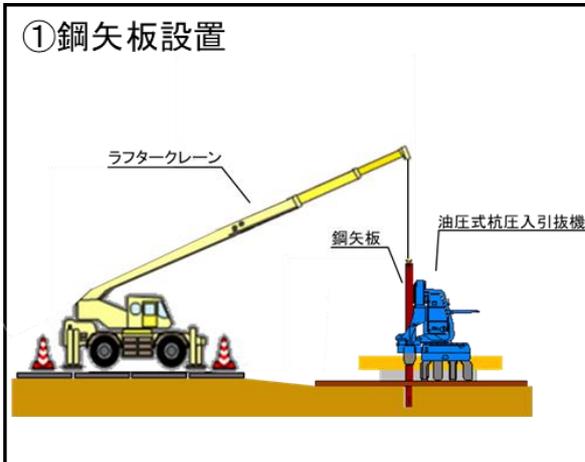
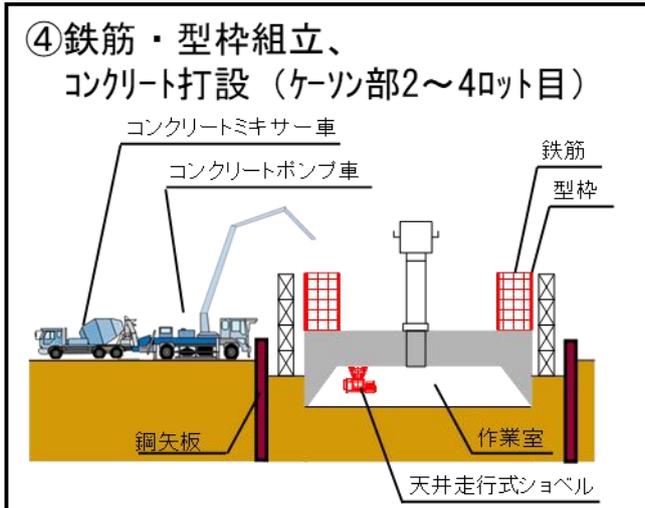


図 2-10 (1) 下部工（ニューマチックケーソン基礎）の施工手順

施工イメージ図



類似工事の写真

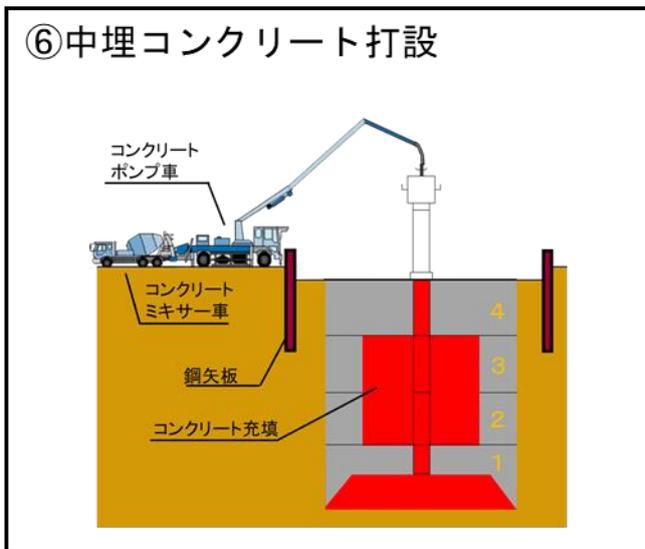
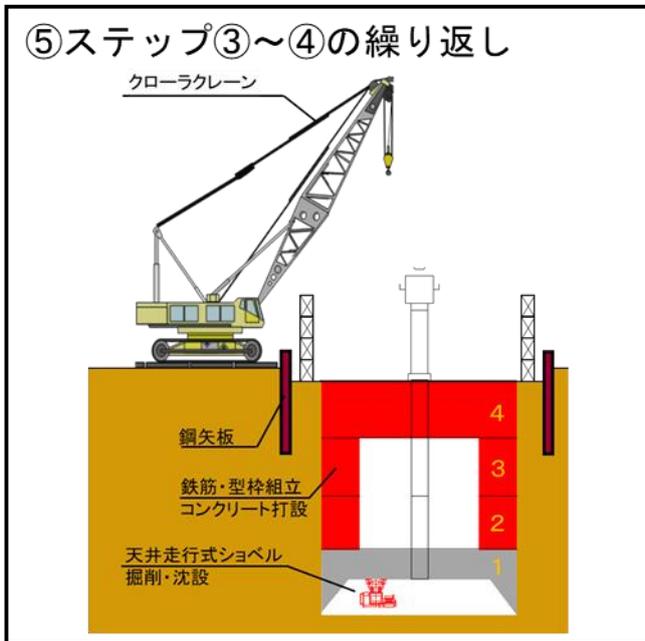
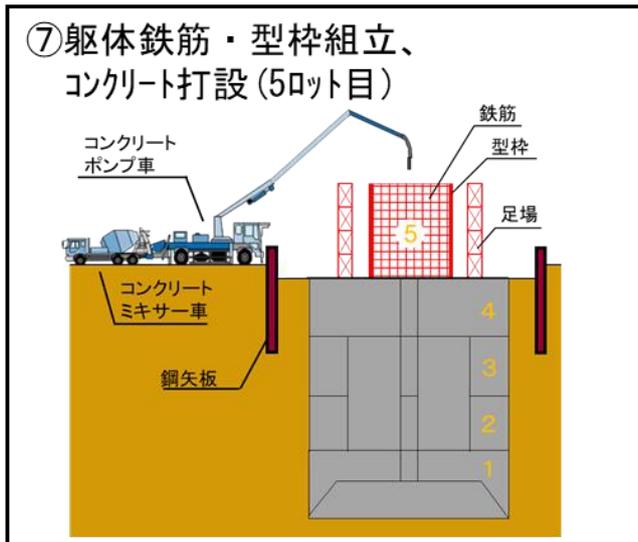


図 2-10 (2) 下部工（ニューマチックケーソン基礎）の施工手順

施工イメージ図



類似工事の写真

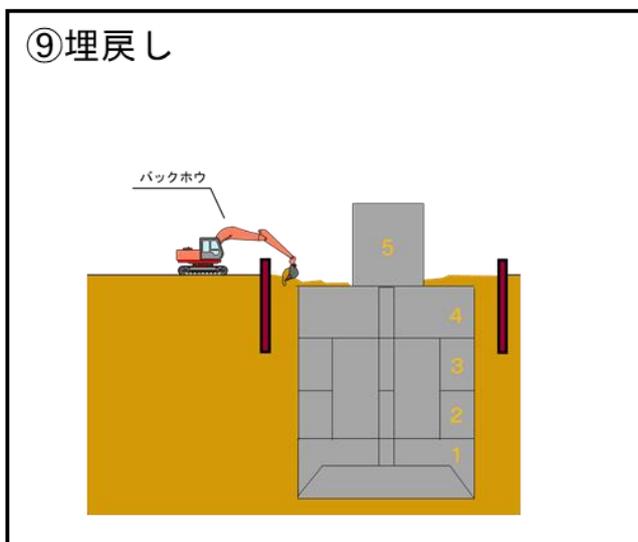
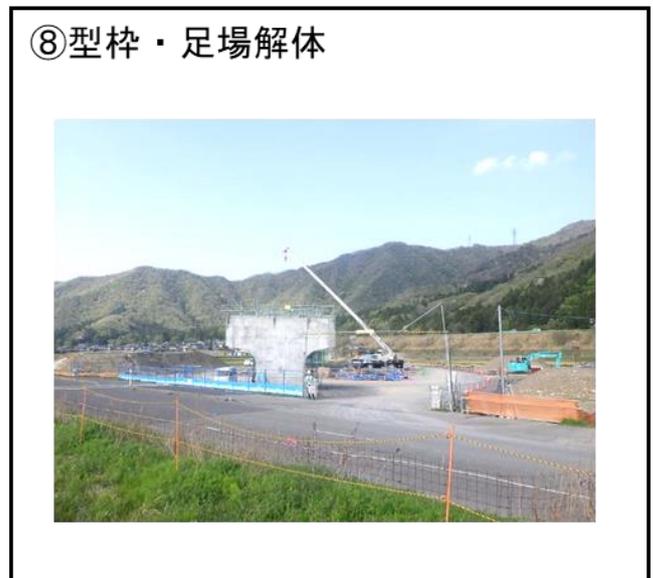
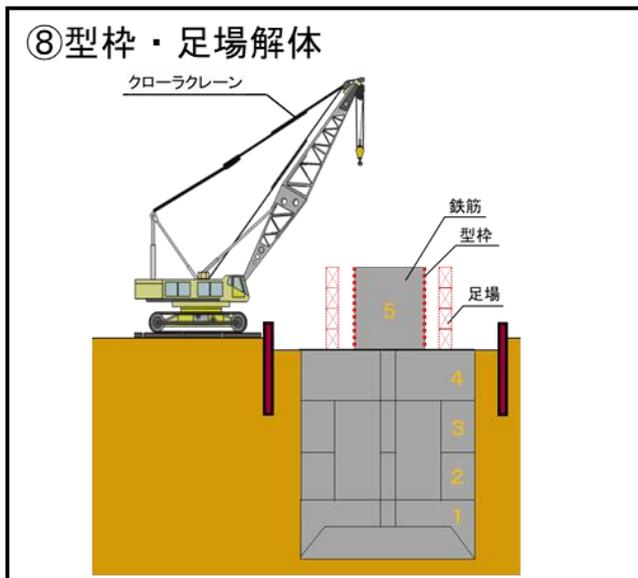
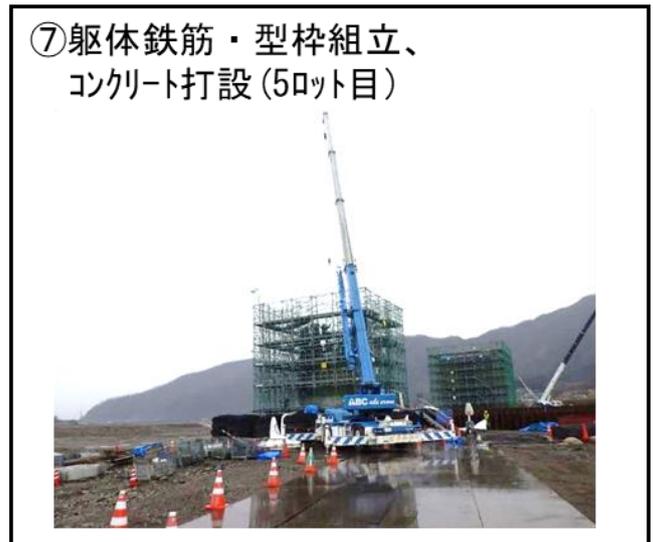


図 2-10 (3) 下部工 (ニューマチックケーソン基礎) の施工手順

### 施工イメージ図

### 類似工事の写真

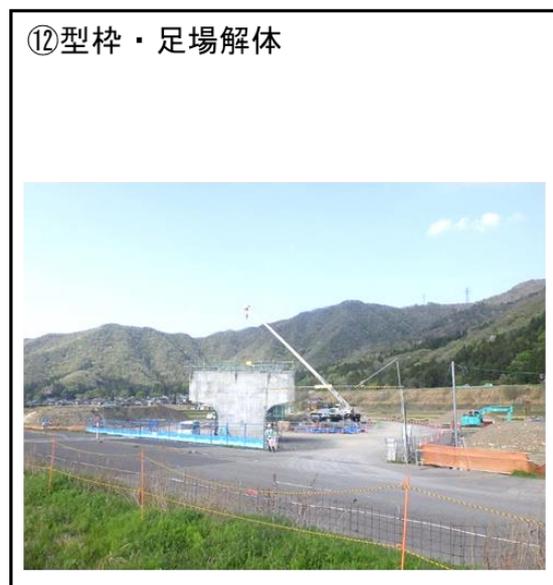
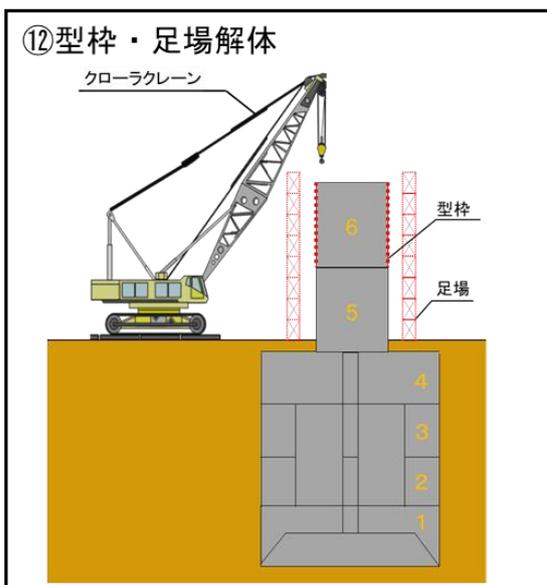
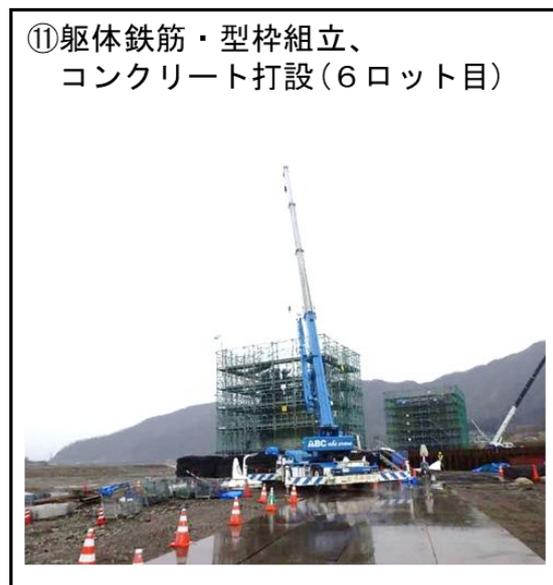
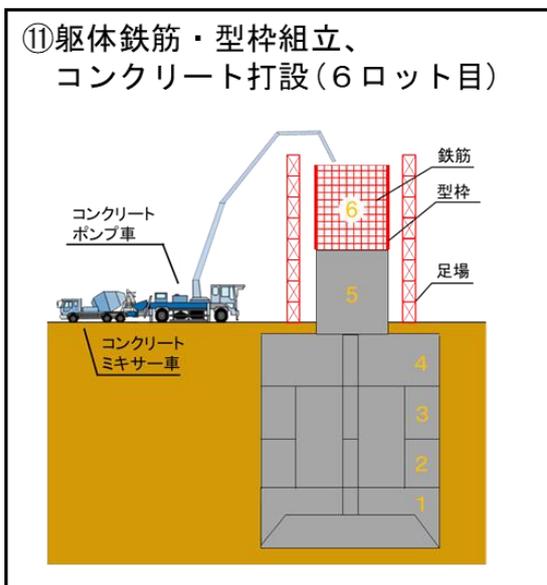
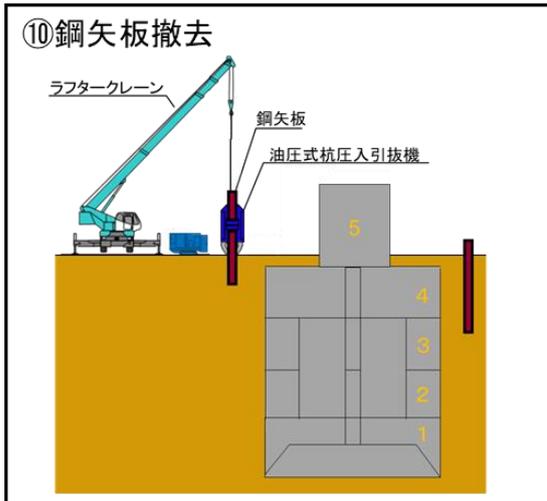


図 2-10 (4) 下部工 (ニューマチックケーソン基礎) の施工手順

### 【下部工（深礎基礎）の施工手順】

下部工（深礎基礎）の主な施工手順を図 2-11、図 2-12 に示す。

- ① 薬液注入
- ② 掘削、  
ライナープレート・補強リング組立
- ③ 鉄筋組立、コンクリート打設
- ④ 足場設置・躯体組立（鉄筋・型枠）、  
コンクリート打設
- ⑤ 型枠・足場解体
- ⑥ 埋戻し

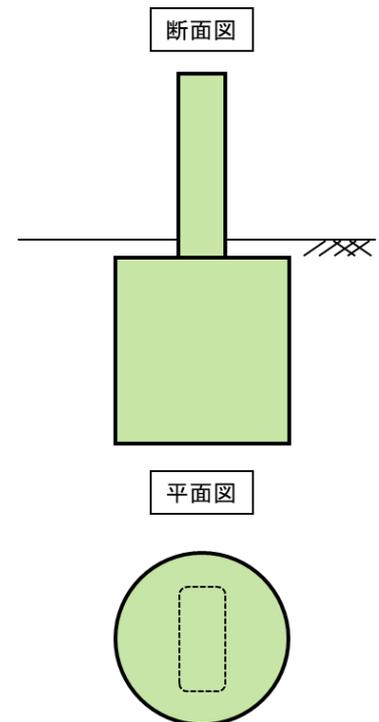


図 2-11 下部工（深礎基礎）の施工手順

# 下部工（深礎基礎）

## 施工イメージ図

## 類似工事の写真

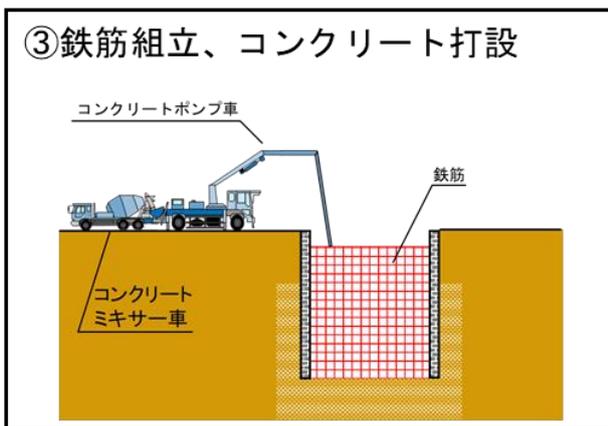
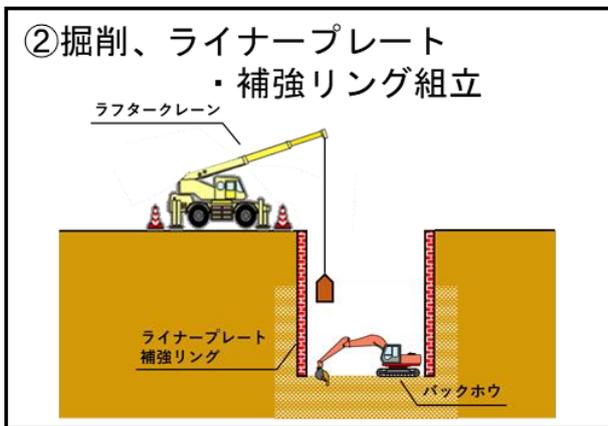
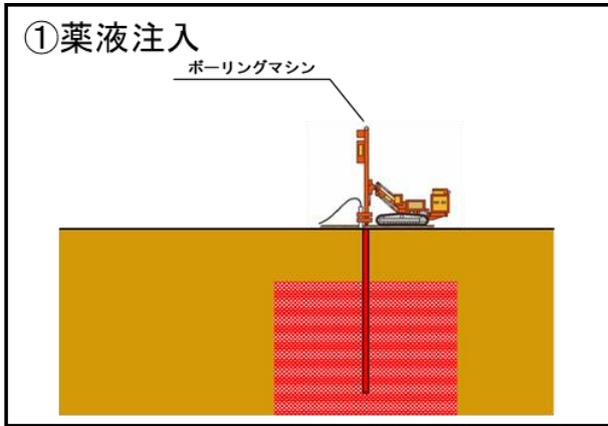


図 2-12 (1) 下部工（深礎基礎）の施工手順

## 施工イメージ図

## 類似工事の写真

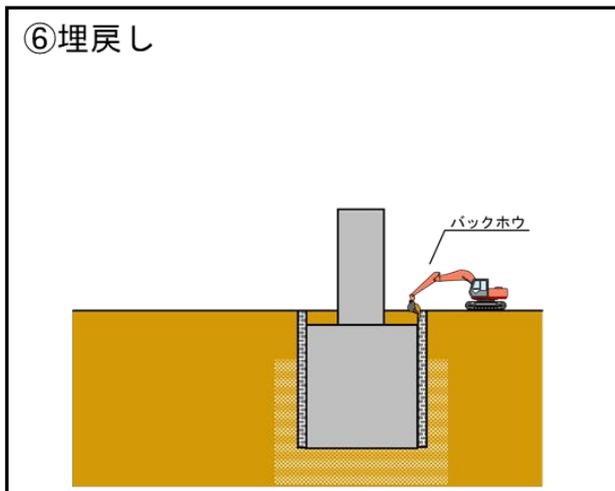
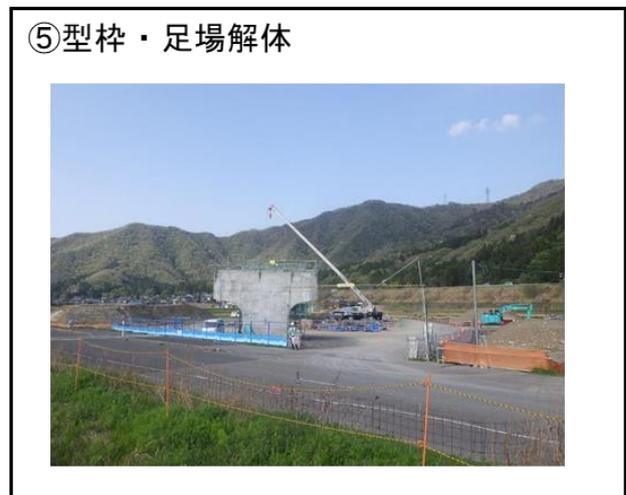
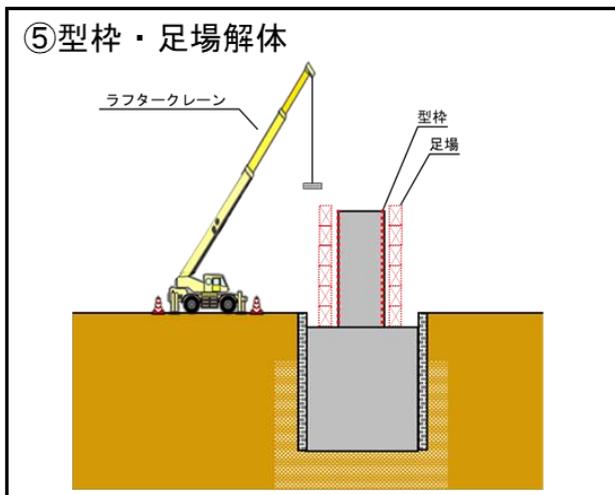
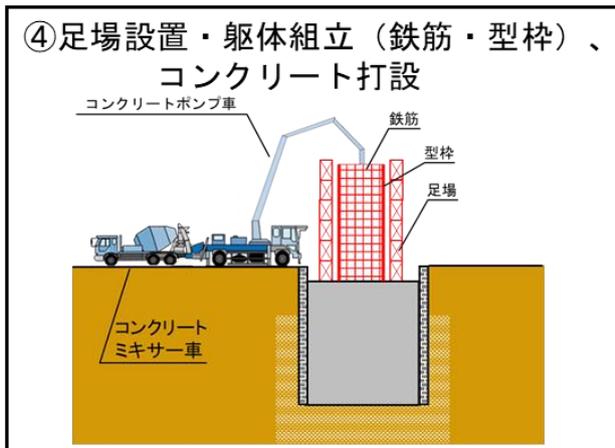


図 2-12 (2) 下部工（深礎基礎）の施工手順

### 【下部工（直接基礎）の施工手順】

下部工（直接基礎）の主な施工手順を図 2-13、図 2-14 に示す。

- ① 鋼矢板設置
- ② 掘削、土留め支保工設置
- ③ 置換コンクリート打設
- ④ 鉄筋・型枠組立、コンクリート打設（フーチング）
- ⑤ 鉄筋・型枠組立、コンクリート打設（躯体1ロット目）
- ⑥ 型枠・足場解体（躯体1ロット目）
- ⑦ 埋戻し
- ⑧ 鋼矢板撤去
- ⑨ 鉄筋・型枠組立、コンクリート打設（躯体2ロット目）
- ⑩ 型枠・足場解体（躯体2ロット目）

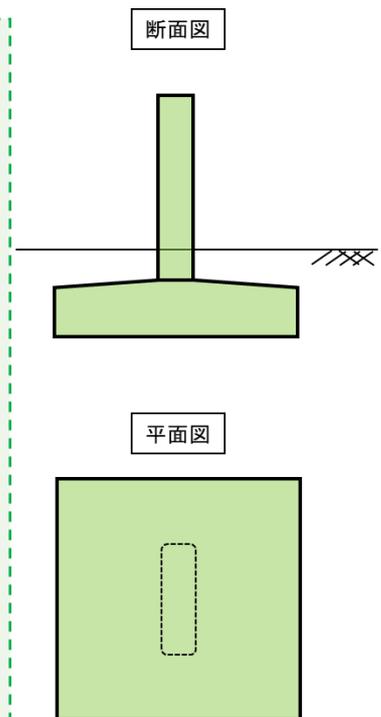


図 2-13 下部工（直接基礎）の施工手順

# 下部工（直接基礎）

## 施工イメージ図

## 類似工事の写真

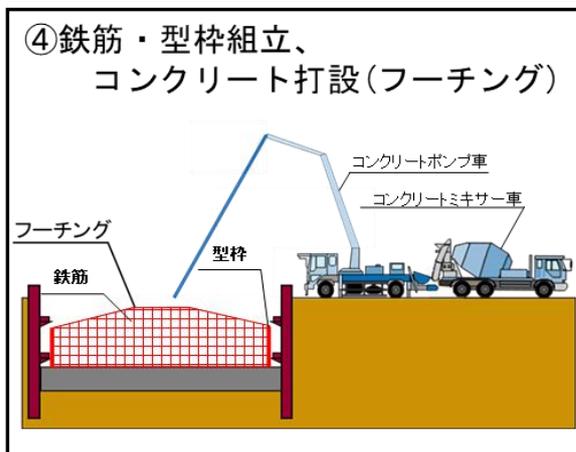
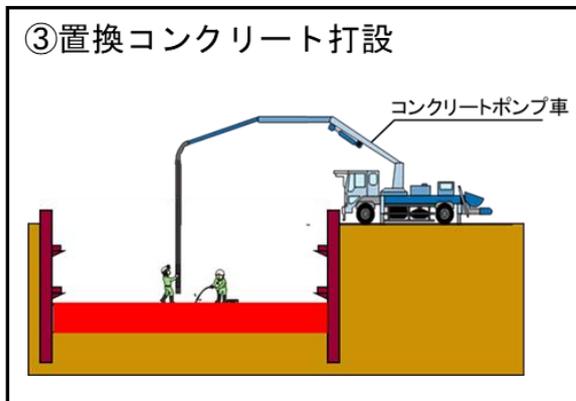
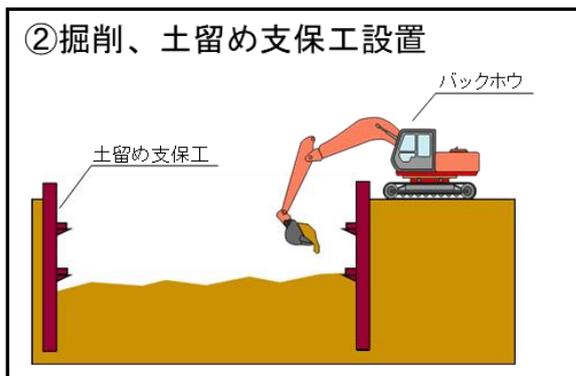
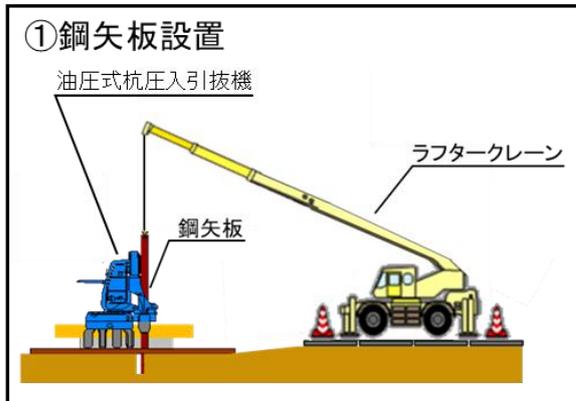
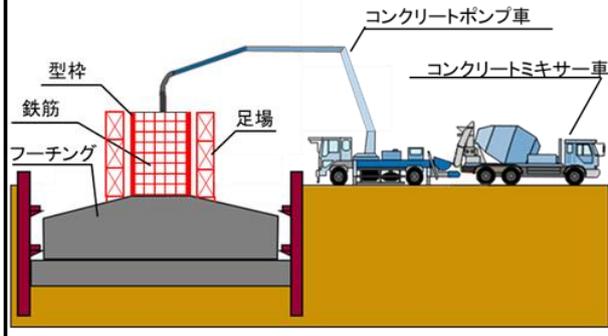


図 2-14 (1) 下部工（直接基礎）の施工手順

施工イメージ図

⑤鉄筋・型枠組立、  
コンクリート打設（躯体1ロット目）

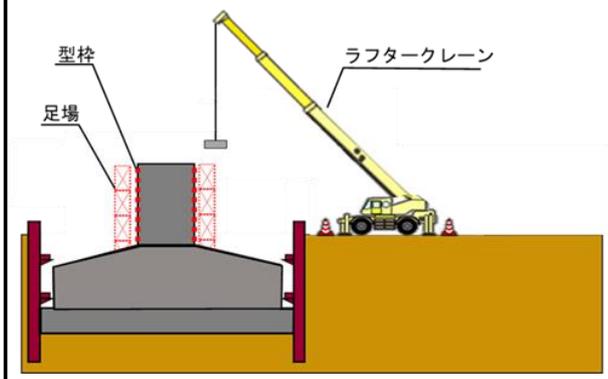


類似工事の写真

⑤鉄筋・型枠組立、  
コンクリート打設（躯体1ロット目）



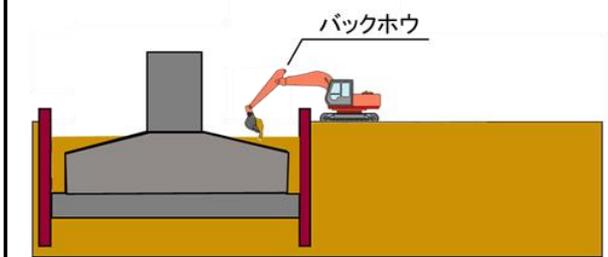
⑥型枠・足場解体（躯体1ロット目）



⑥型枠・足場解体（躯体1ロット目）



⑦埋戻し



⑦埋戻し



図 2-14 (2) 下部工（直接基礎）の施工手順

施工イメージ図

類似工事の写真

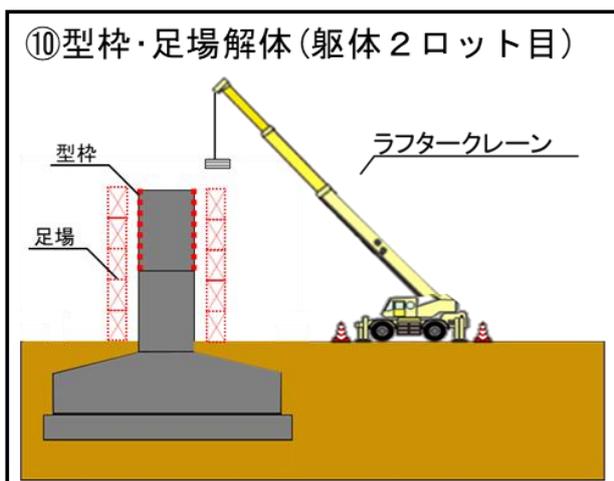
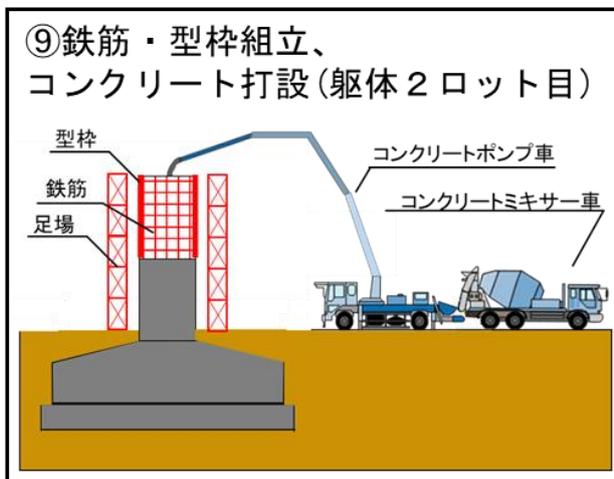
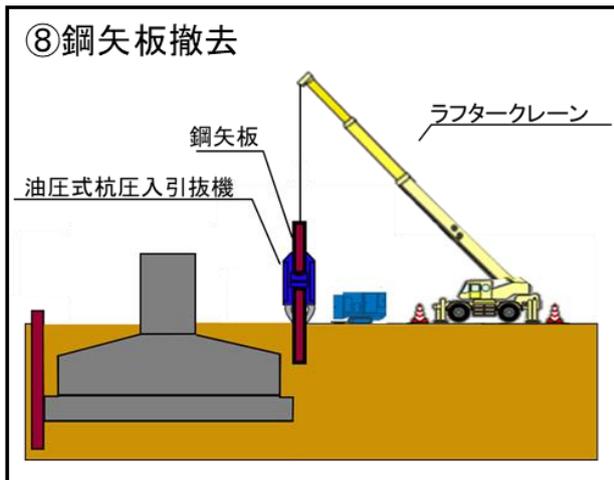


図 2-14 (3) 下部工 (直接基礎) の施工手順

### 【上部工（送出し架設工法）の施工手順】

上部工（送出し架設工法）の主な施工手順を図 2-15、図 2-16 に示す。

- ① ベント基礎工
- ② ベント組立工
- ③ 桁受け架台・足場設置
- ④ 桁組立（溶接・ボルト締付・塗装）
- ⑤ 手延機・送出し設備組立
- ⑥ 桁送出し（夜間作業）
- ⑦ 手延機解体
- ⑧ 桁降下（夜間作業）
- ⑨ 仮設備解体
- ⑩ ベント基礎杭撤去
- ⑪ 床版工

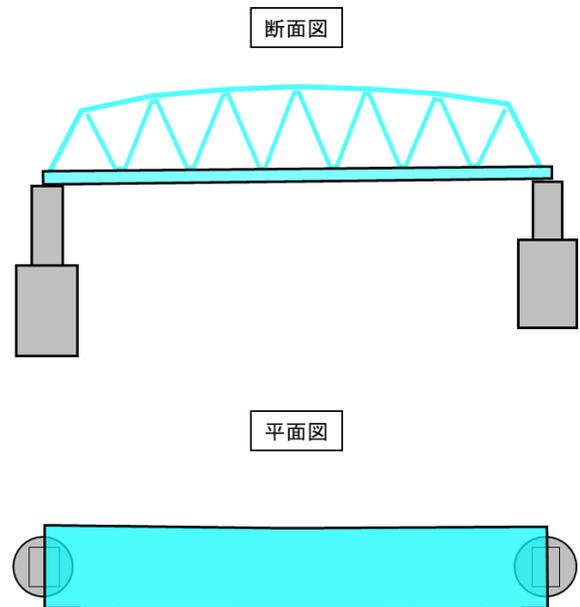


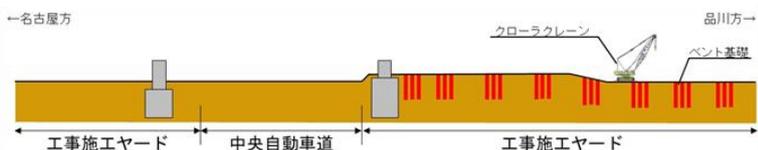
図 2-15 上部工（送出し架設工法）の施工手順

# 上部工（送出し架設工法）

## 施工イメージ図

## 類似工事の写真

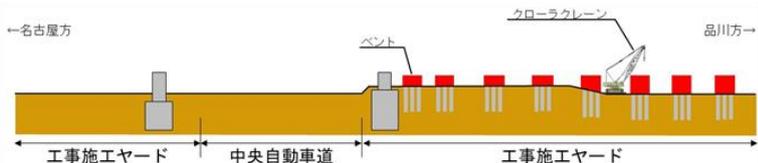
### ① ベント基礎工



### ① ベント基礎工



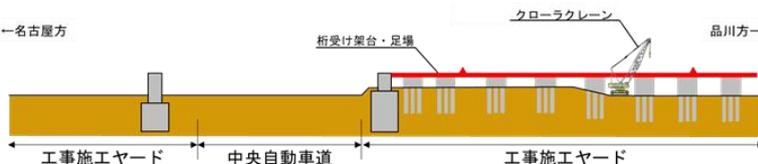
### ② ベント組立工



### ② ベント組立工



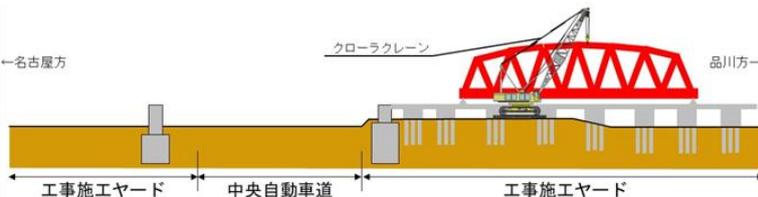
### ③ 桁受け架台・足場設置



### ③ 桁受け架台・足場設置



### ④ 桁組立 (溶接・ボルト締付・塗装)



### ④ 桁組立 (溶接・ボルト締付・塗装)



図 2-16(1) 上部工（送出し架設工法）の施工手順

## 施工イメージ図

## 類似工事の写真

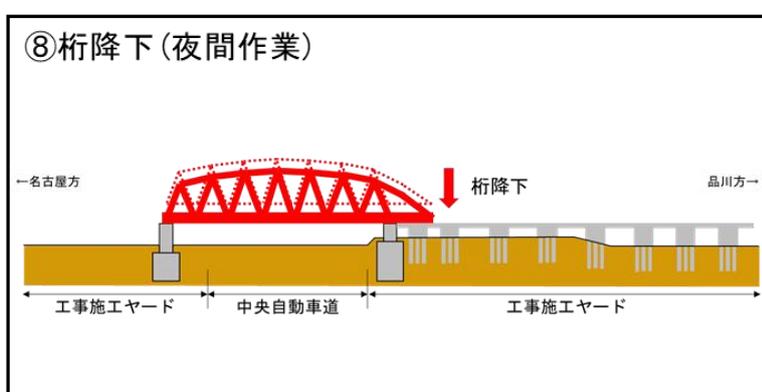
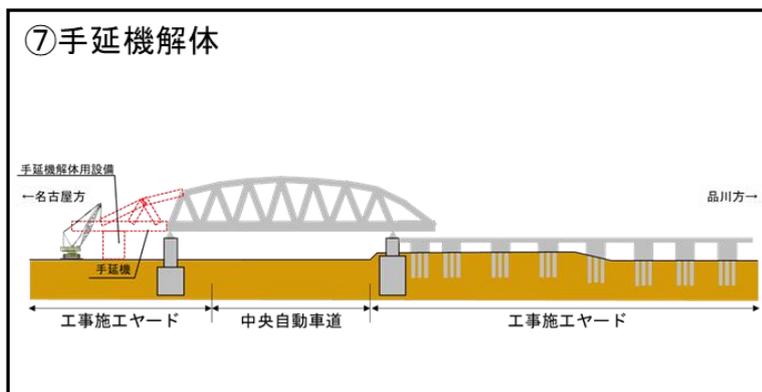
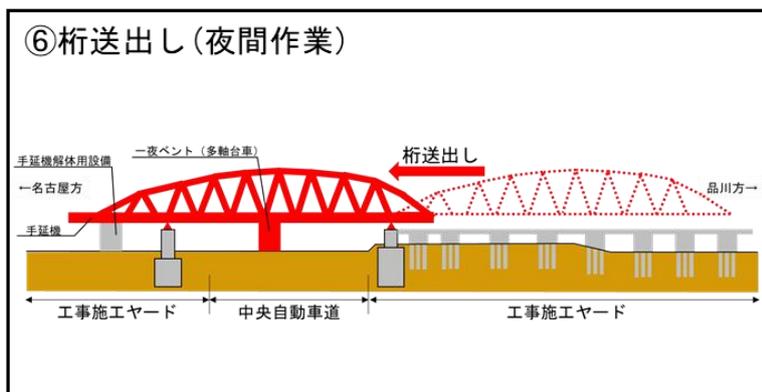
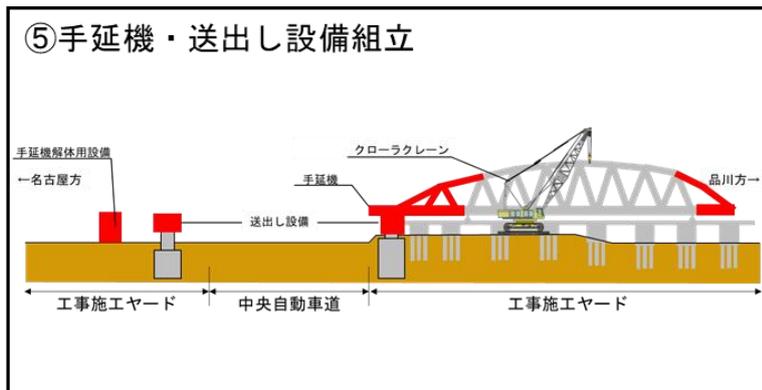


図 2-16(2) 上部工(送出し架設工法)の施工手順

施工イメージ図

類似工事の写真

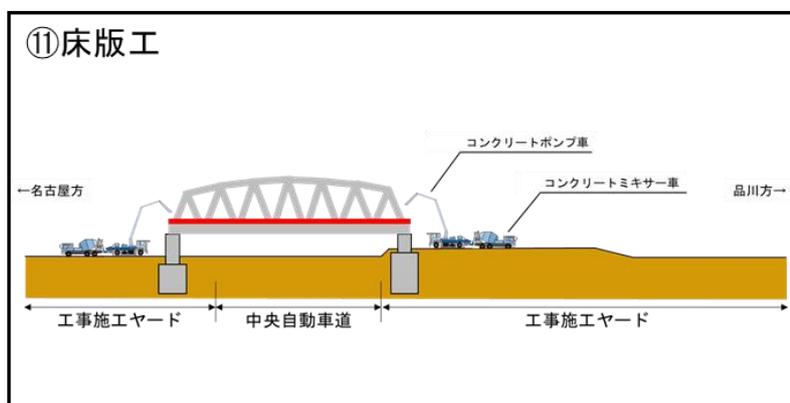
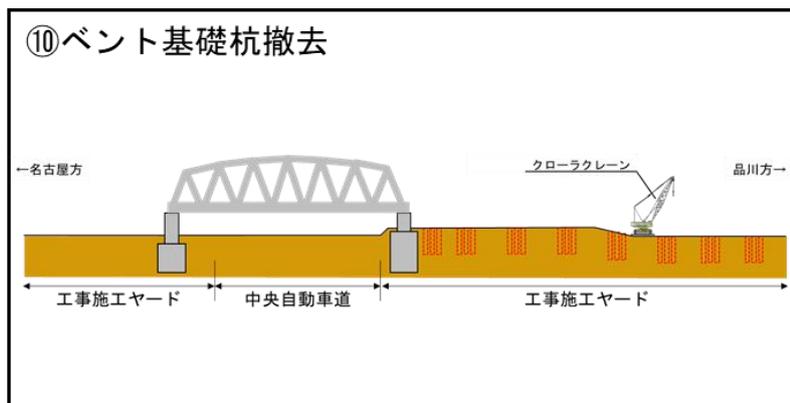
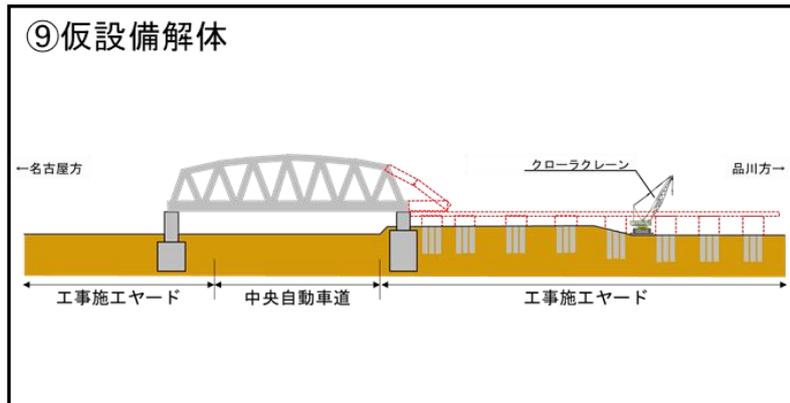


図 2-16 (3) 上部工（送出し架設工法）の施工手順

### 【上部工（固定式支保工架設工法）の施工手順】

上部工（固定式支保工架設工法）の主な施工手順を図 2-17、図 2-18 に示す

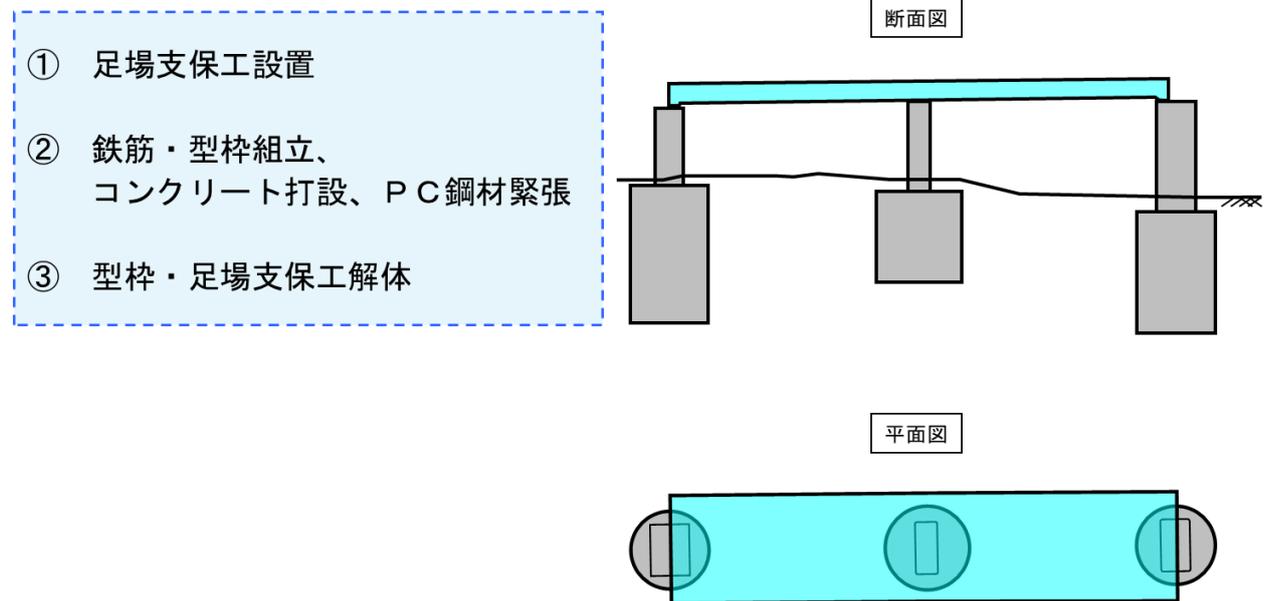


図 2-17 上部工（固定式支保工架設工法）の施工手順

# 上部工（固定式支保工架設工法）

## 施工イメージ図

## 類似工事の写真

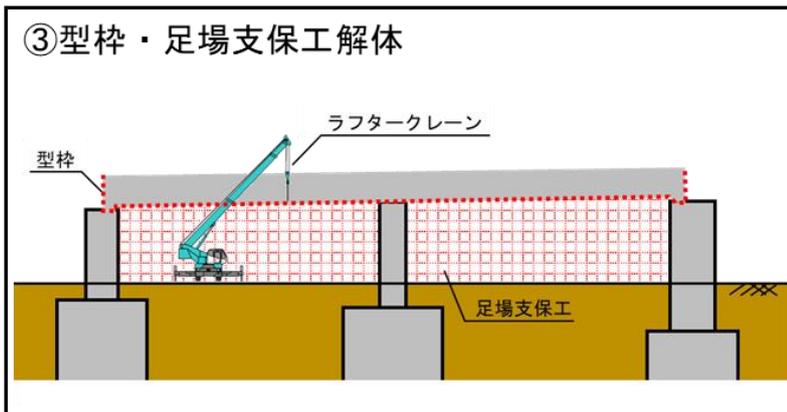
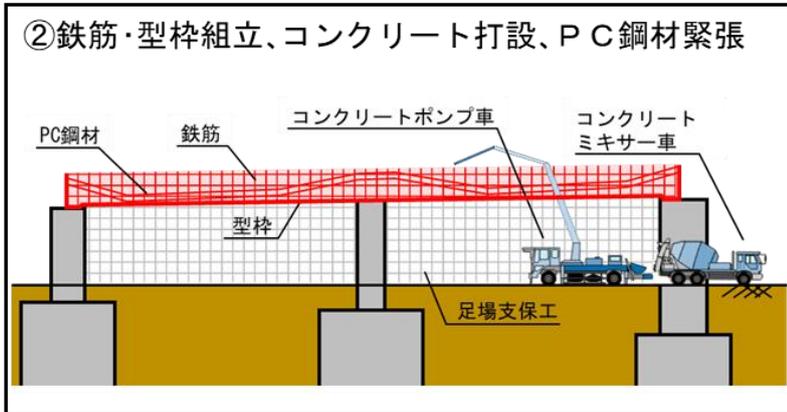
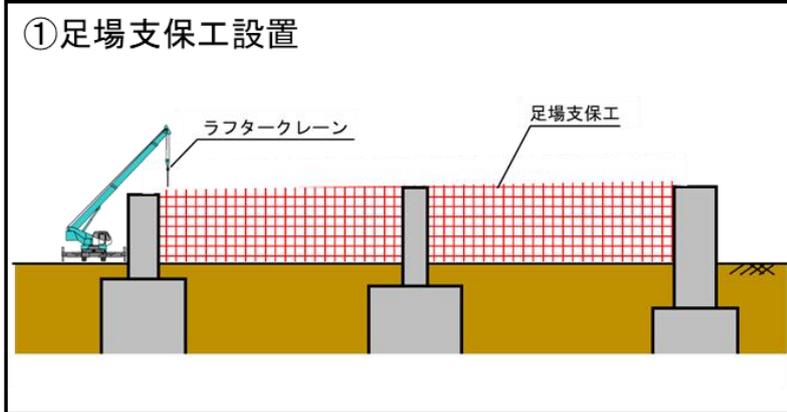


図 2-18 上部工（固定式支保工架設工法）の施工手順

## 2-4 工事工程

工事工程を表 2-1 に示す。

表 2-1 工事工程

作業内容		R5年度			R6年度				R7年度				R8年度				R9年度			
		2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	
工事施工ヤード整備		■			■															
鋼トラス橋	下部工	■				■				■										
	上部工							■				■								
PCラーメン橋	下部工												■							
	上部工														■					
片付け工																	■			

※以下の作業については、夜間での施工も計画している。

- ニューマチックケーソン基礎 : 8:00~21:00 
- 鋼トラス橋上部工（中央自動車道上空） : 20:00~翌6:00 
- 深礎基礎(薬液注入工) : 8:00~翌5:00 
- 深礎基礎(掘削工) : 8:00~翌5:00 

※工程は、工事の進捗等により変更となる場合がある。

## 2-5 工事用車両の運行

本工事における工事用車両の運行について示す。なお、工事用車両の運行台数は、以下に示す方法で算定した。

### (1) 資材の運搬に用いる車両

- ・架道橋、高架橋の規模や施工手順等を考慮して、必要となる資材の数量を算出し、資材の数量を運搬車両の能力で除して運搬車両の台数を算定した。

### (2) 機械の運搬に用いる車両

- ・機械の搬入、搬出等が必要となる月において必要台数を計上した。

### (3) 発生土の運搬に用いる車両

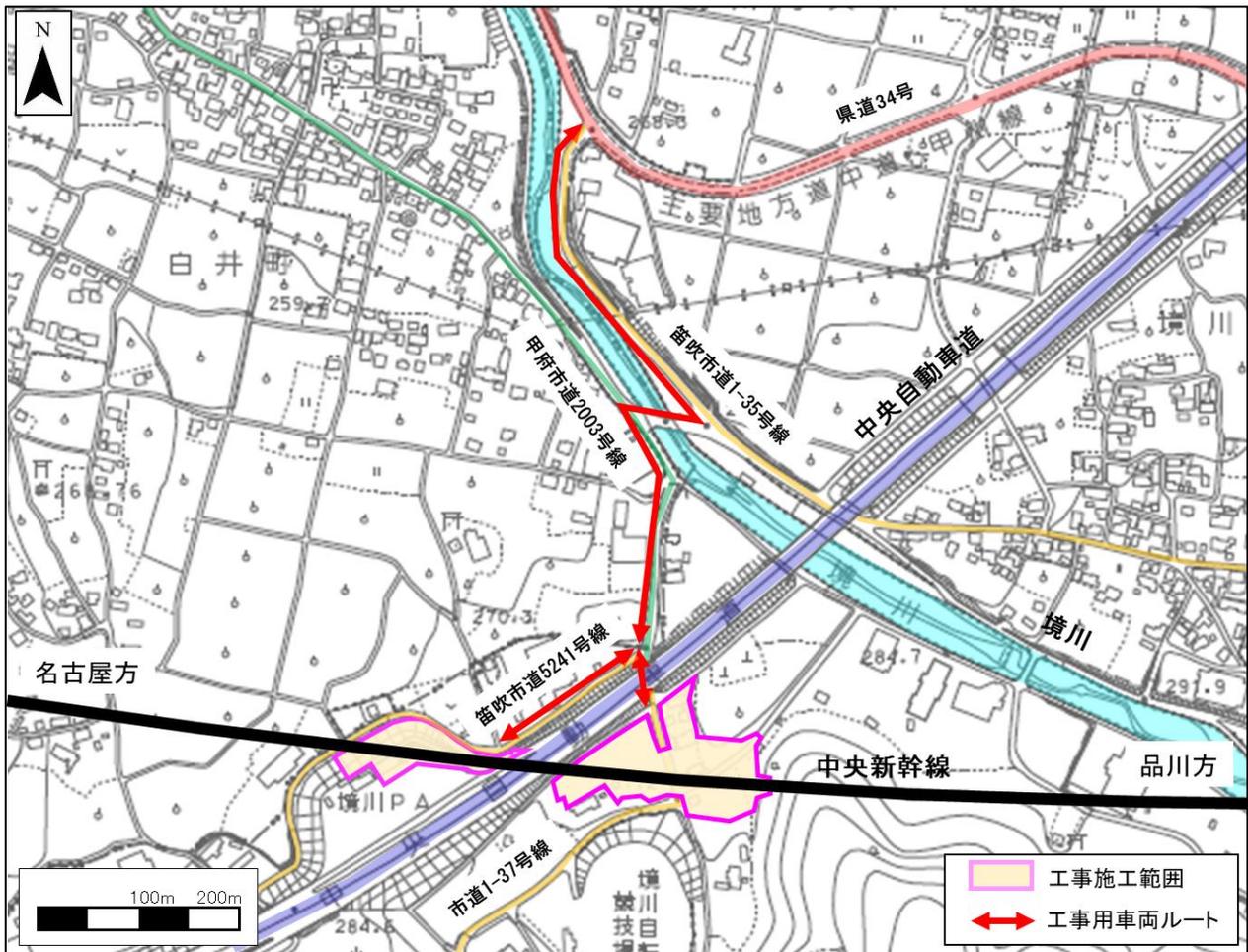
- ・架道橋、高架橋の規模や工事施工ヤード計画等から算定した発生土量を、運搬車両の能力で除して運搬車両の台数を算定した。

### 【工事用車両の運行】

使用する主な工事用車両は、発生土等の運搬用の10tダンプトラック、コンクリートの運搬用のコンクリートミキサー車等である。工事用車両の主な運行ルートは、図2-19に示すとおり、笛吹市道1-37号線、笛吹市道5241号線、甲府市道2003号線、笛吹市道1-35号線及び県道34号とする計画とした。

工事車両出入口に交通誘導員を配置し、安全かつ速やかに誘導を行う。また、作業内容を踏まえて、必要に応じて交通誘導員を追加する。

発生土は牛久発生土処理場（甲斐市）等へ運搬することを計画している。

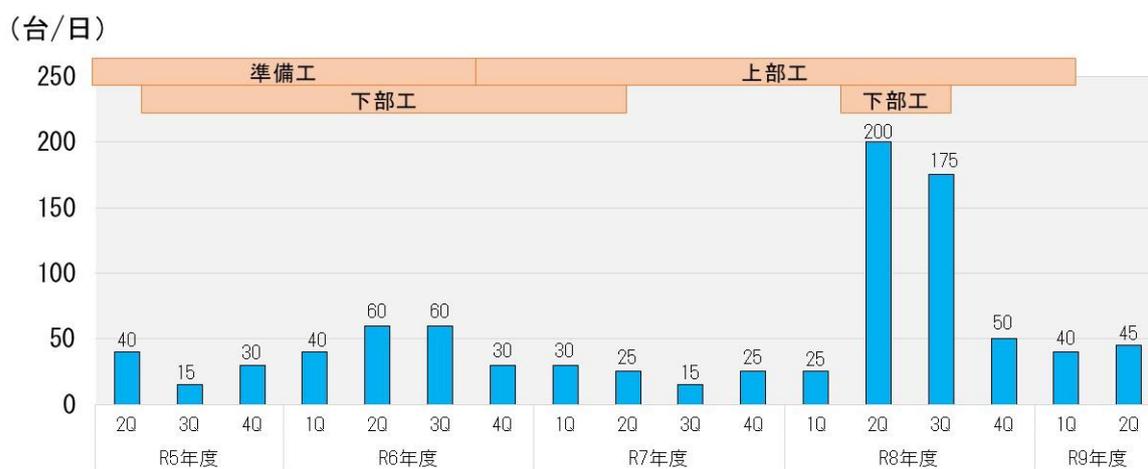


(本図は自社の測量成果物を用いている)

※工事用車両の主な運行ルートを示しているが、現地の状況等により変更する場合がある。

図2-19 工事用車両の主な運行ルート

工事用車両の運行計画台数について、笛吹市道 1-35 号線を通行する台数を図 2-20 に示す。



※以下期間では、まとまった量のコンクリートを打設する必要がある工事を行うことから、早朝・夜間を含めてミキサー車が多く走る日がある。

- ・R6年度 1Q～R7年度 2Q：下部工施工 約 70～130 台/日が計 4 回
- ・R8年度 2Q～R8年度 3Q：下部工施工 約 290～480 台/日が計 6 回
- ・R8年度 4Q～R9年度 1Q：上部工施工 約 120～230 台/日が計 6 回

※現時点の計画であり、状況等により変更する場合がある。

※将来的に本工事箇所付近で中央新幹線建設工事を行う際にも、笛吹市道 1-35 号線を通行する場合がある。

図 2-20 工事用車両の運行計画台数 (片道)

## 第3章 環境保全措置の計画

### 3-1 環境保全措置の検討方法

評価書で予測した結果をもとに、評価書に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて下記に示す具体的検討手順により採否を検討した。なお、専門性の高い環境保全措置については、専門家等の助言を受けて検討を行った。

(具体的検討手順)

工事施工ヤードの詳細な計画にあたり、動植物の重要な種が生息・生育する箇所をできる限り回避するとともに、重要な地形及び地質等その他の環境要因への影響も考慮し地形の改変範囲をできる限り小さくするように計画



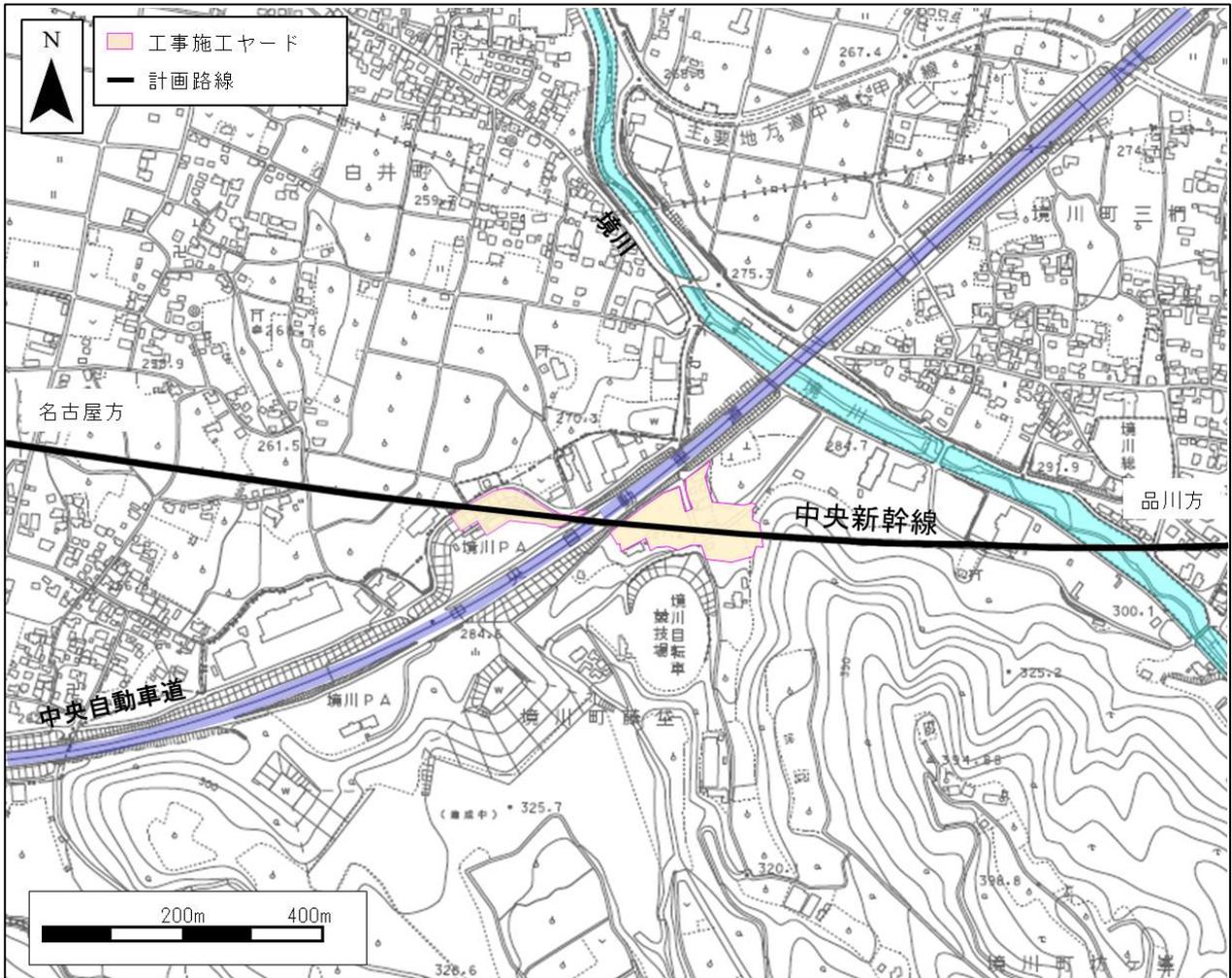
そのうえで、工事による影響を低減させるための環境保全措置を、現場の状況に即し、

- ・建設機械、仮設設備等のハード面
- ・係員配置、教育・指導、設備のメンテナンス等のソフト面

から検討

### 3-2 環境保全措置を検討した事業計画地

今回保全措置を検討した事業計画地は、架道橋及び高架橋の工事施工ヤードである。環境保全措置を検討した事業計画地の位置を、図3-1に示す。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図3-1 事業計画地

### 3-3 重要な種の生息・生育地の回避検討

工事施工ヤードの検討にあたっては、使用する設備の必要面積や設備配置を考慮したほか、工事施工ヤードの計画地周辺には図 3-2～図 3-6 に示すとおり、重要な種の生息・生育地が存在することから、表 3-1 のとおり、重要な種の生息・生育地の回避検討を行い、重要な種への影響について、回避・低減を図った。



図 3-2 重要種の生息確認位置（哺乳類）

希少種保護のため非公開

図 3-3 重要種の生息確認位置（鳥類）

希少種保護のため非公開

図 3-4 重要種の生息確認位置（昆虫類）

希少種保護のため非公開

図 3-5 重要種の生息確認位置（魚類）

希少種保護のため非公開

図 3-6 重要種の生育確認位置（植物）

表 3-1(1) 工事計画地及びその周辺に生息・生育する重要な種等の回避検討

希少種保護のため非公開

表 3-1 (2) 工事計画地及びその周辺に生息・生育する重要な種等の回避検討結果

希少種保護のため非公開

### 3-4 工事による影響を低減させるための環境保全措置

工事による影響を低減させるため、本工事において実施する環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮し、以下の通り計画する。

#### 3-4-1 大気環境（大気質、騒音、振動）

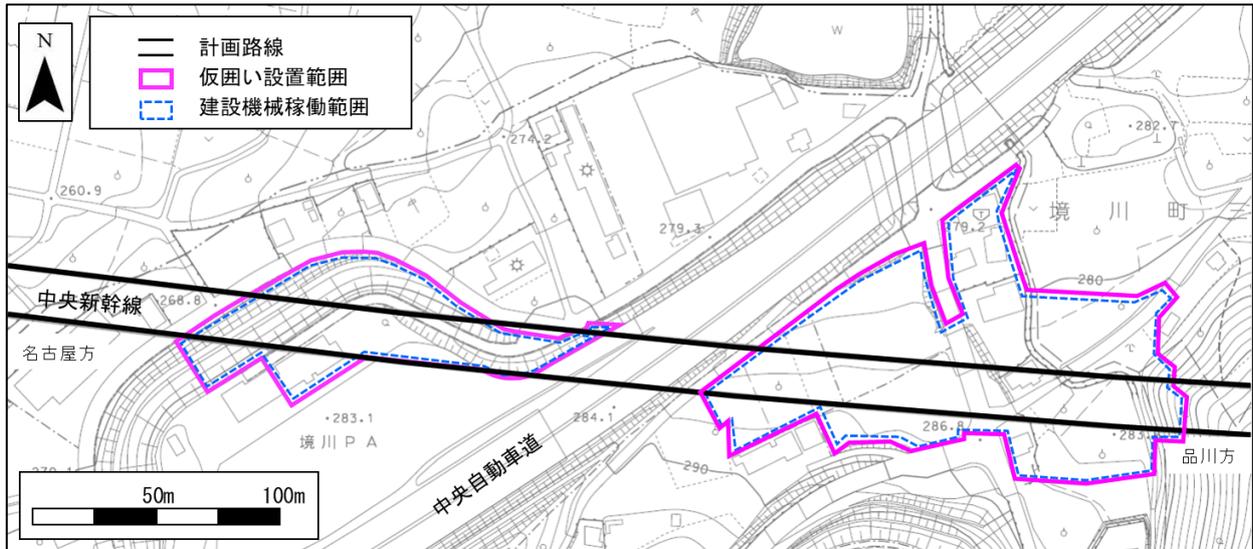
工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-2 及び図 3-7、3-8 に示す。

表 3-2 (1) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質)	排出ガス対策型建設機械の採用	排出ガス対策型建設機械の採用により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、排出ガス対策型建設機械（図 3-7 写真①）を採用する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、影響を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置・稼働とならない計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、局地的な影響の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械が、片寄った施工とならないように配置・稼働させる計画とした。

表 3-2 (2) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
騒音	低騒音型建設機械の採用	低騒音型建設機械の採用により、工事に伴う騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、低騒音型建設機械（図 3-7 写真①）を採用する計画とした。また、ニューマチックケーソン工事では、排気口及び送気口への消音装置の設置（図 3-8 写真①、写真②）等の適切な対策を行うことで、騒音の対策を行う計画である。
騒音	仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策	仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで設置することで、粉じん等の拡散や騒音を低減でき、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。（防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている（ASJ CN-Model 2007））	工事施工ヤードでは仮囲い及び防音シートを設置する計画とした。（図 3-7 写真②）
大気質 （粉じん等）	仮囲いの設置	仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。	工事施工ヤードでは仮囲いを設置する計画とした。（図 3-7 写真②）



(本図は自社の測量成果物を用いている)



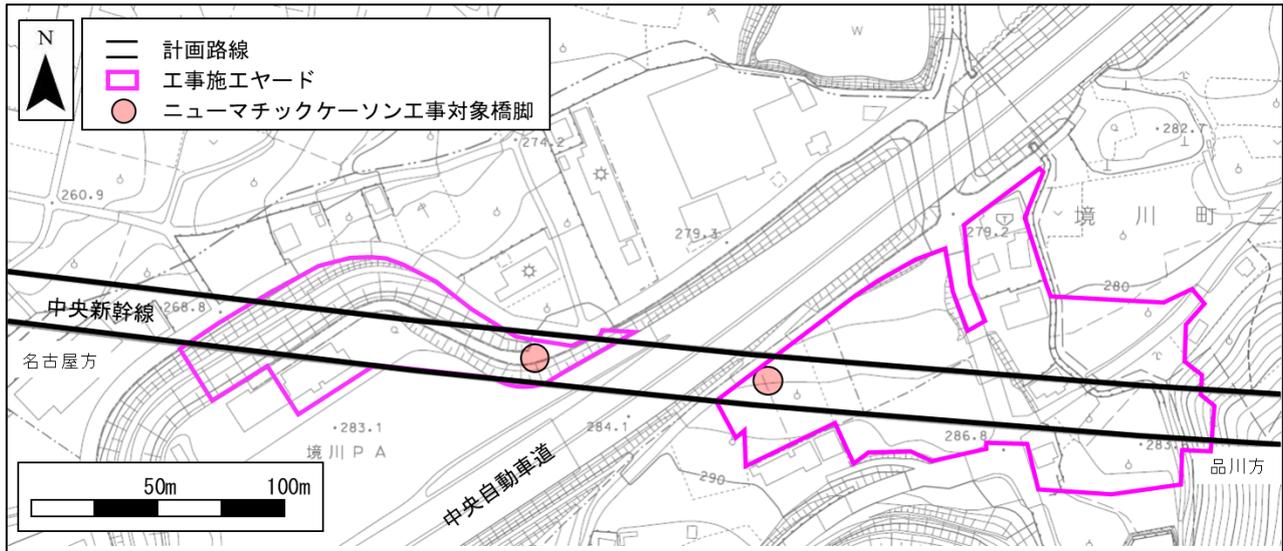
写真① 低騒音・排出ガス対策型建設機械の使用



写真② 仮囲いの設置

※写真①は、笛吹川・濁川橋りょう他工事、写真②は、中央新幹線山梨県内高架橋ほか新設工事（利根川公園交差部）での事例を示す。

図 3-7 工事施工ヤードにおける大気環境に関する計画面の環境保全措置



(本図は自社の測量成果物を用いている)

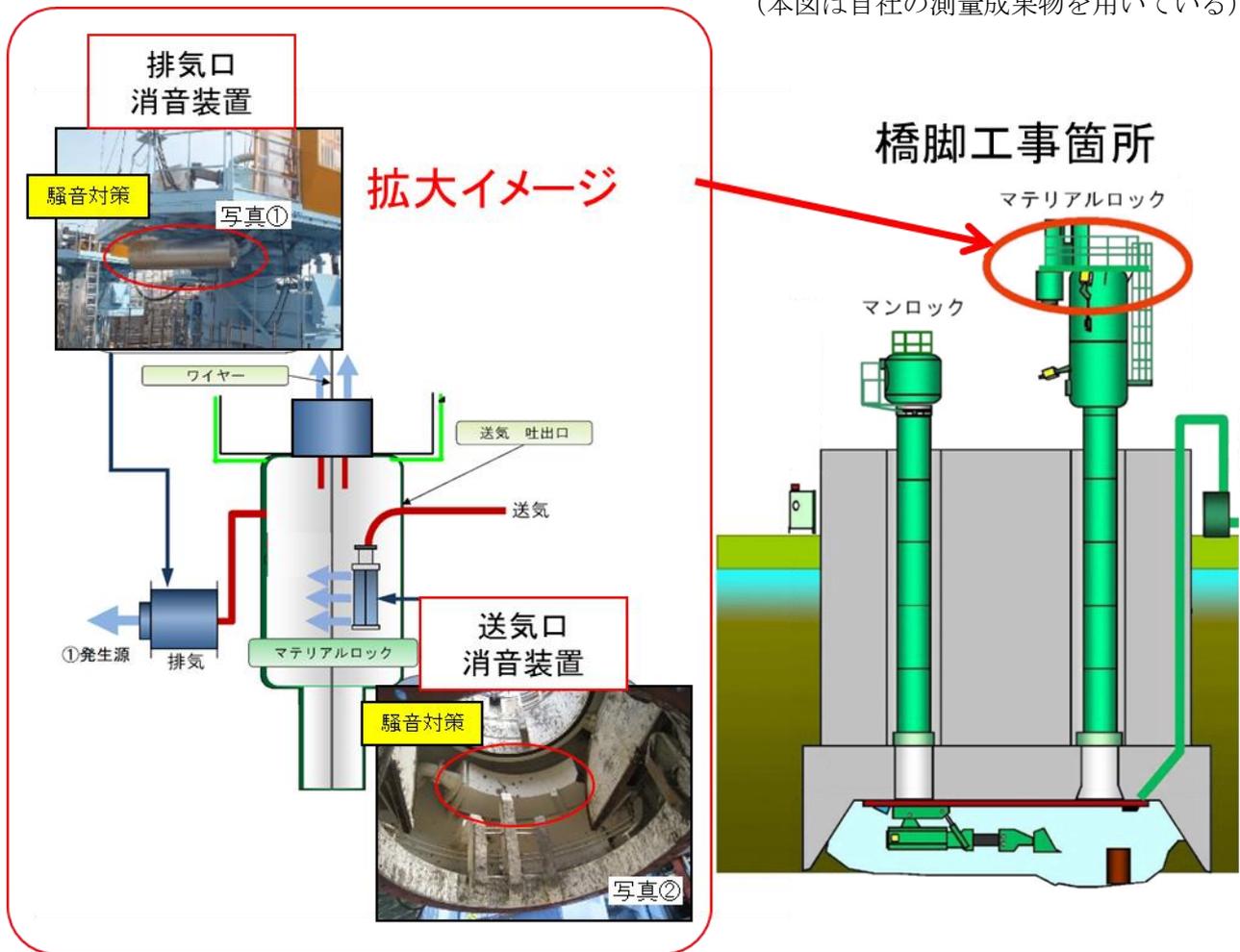


図 3-8 工事施工ヤードにおける大気環境に関する計画面の環境保全措置

工事実施時に実施する環境保全措置を表 3-3 に示す。

**表 3-3 大気環境に関する工事実施時の環境保全措置**

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の使用 時における配慮	工事の実施にあたって、高 負荷運転の防止、アイドリ ングストップの推進等によ り、影響を低減できる。	工事施工ヤードで建設機械 の稼働に従事する者に対し て高負荷運転の防止及びア イドリングストップを講 習・指導する。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の点検 及び整備による 性能維持	法令上の定めによる定期的 な点検や日々の点検及び整 備により、建設機械の性能 を維持することで、影響を 低減できる。	工事施工ヤードで使用する 建設機械は、法令上の定め による定期的な点検や日々 の点検及び整備を行い、建 設機械の性能を維持する。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	工事従事者への 講習・指導	建設機械の高負荷運転の防 止、建設機械の点検につい て、工事従事者への講習・指 導を実施することにより、 影響の低減が見込まれる。	工事施工ヤードの工事従事 者に対して、建設機械の高 負荷運転の防止、建設機械 の点検について、講習・指 導を実施する。
大気質 (粉じん)	工事現場の清掃 及び散水	工事現場の清掃及び散水を 行うことで、粉じん等の発 生を低減できる。	工事施工ヤードでは、工事 現場の清掃及び散水を行 う。

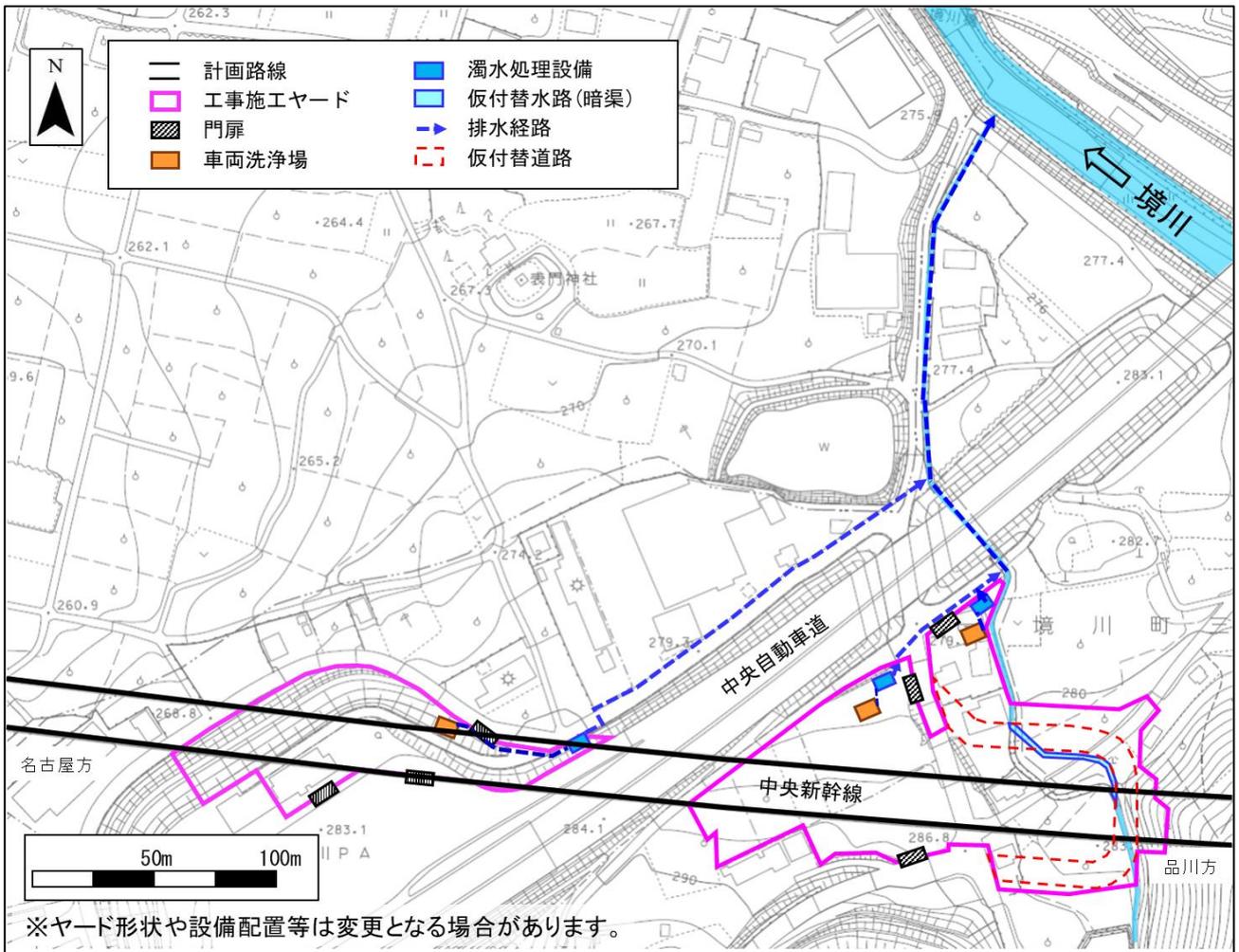
・上記の他、工事施工ヤードでの騒音、振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。

### 3-4-2 水環境（水質）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-4 及び図 3-9 に示す。また、濁水処理のフローを図 3-10 に示す。

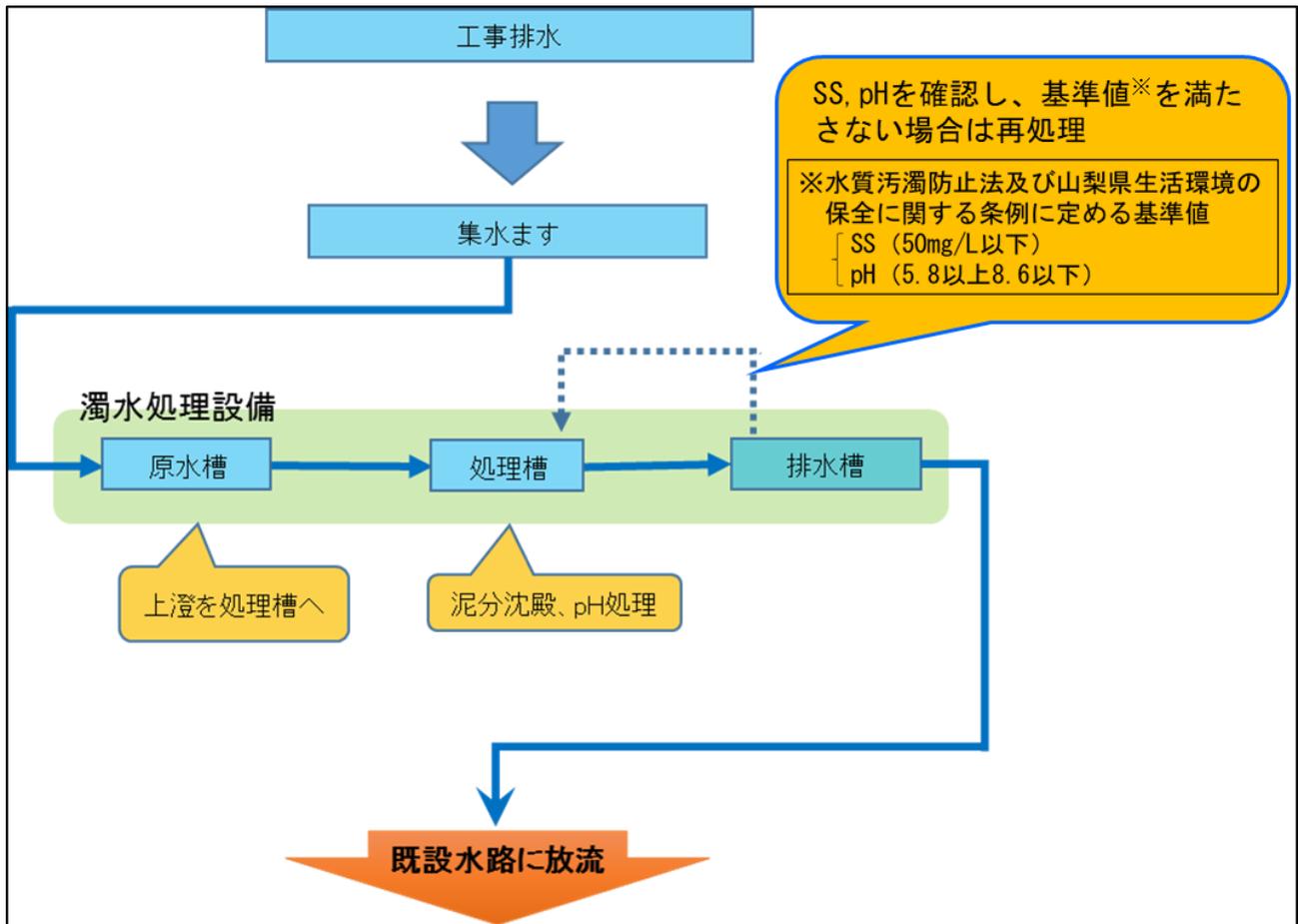
表 3-4 水環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、 水の汚れ)	工事排水の適切な 処理	工事により発生する濁水、アルカリ排水、自然由来の重金属等に汚染された排水、酸性化排水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令等に基づく排水基準を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理や中和等の対策をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	工事施工ヤードでは、工事排水を処理するため、発生水量の処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、処理をしたうえで、公共用水域（境川）へ排水する計画とした。（図 3-9、3-10）



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 3-9 工事施工ヤードにおける水環境に関する計画面の環境保全措置



※排水処理系統については、工事の状況等により変更する場合がある。

図 3-10 濁水処理のフロー図

工事実施時に実施する環境保全措置を表 3-5 に示す。

表 3-5 水環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、 水の汚れ)	工事排水の監視	工事排水の水の濁りを監視し、 処理状況を定期的に確認すること で、水質管理を徹底することが できる。	工事施工ヤードから の工事排水について は、定期的に水の濁 り、水の汚れを監視す る計画とした。
水質 (水の濁り、 水の汚れ)	処理装置の点検・整備 による性能維持	処理装置を設置する場合は、点 検・整備を確実にを行い、性能を 維持することにより、工事排水 の処理を徹底することができ る。	工事施工ヤードに設 置した濁水処理設備 の点検・整備を実施 し、工事排水の処理を 徹底する。

### 3-4-3 土壤環境（土壤汚染）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-6 に示す。

表 3-6 土壤環境（土壤汚染）に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
土壤汚染	工事排水の適切な処理	工事排水について、処理施設より法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壤汚染を回避できる。	工事施工ヤードからの発生水量の処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、処理をしたうえで、公共用水域（境川）へ排水する計画とした。（図 3-9、3-10）
土壤汚染	仮置場における掘削土砂の適切な管理	発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できる。	工事施工ヤードにおいて、発生土に含まれる自然由来重金属等の有無を確認するまでの間、底面に浸透防止シート及び鋼板を敷設するとともに、発生土にはシートを設置することで、雨水等による自然由来重金属等の流出を防止する計画とした。

工事実施時に実施する環境保全措置を表 3-7 に示す。

**表 3-7 土壌環境に関する工事実施時の環境保全措置**

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
土壌汚染	有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合には、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壌汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき、対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壌汚染を回避できる。	発生土の受入先の基準に従って、発生土に含まれる自然由来の重金属等の有無を確認する計画とする。なお、試験の結果、基準を超えた場合には、関係法令に基づき対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行う計画とした。

### 3-4-4 その他（日照障害、電波障害、文化財）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-8 に示す。

**表 3-8 その他の環境要素に関する計画面の環境保全措置**

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
日照障害	鉄道施設（嵩上式）の構造物の形式・配置等の工夫	鉄道施設（嵩上式、駅）の構造物の形式・配置等の工夫により、桁下空間の確保又は構造物高さの低減を行うことで、日照障害を回避又は低減できる。	架道橋及び高架橋の設計において可能な限り径間長と桁下空間を確保することで、構造物の配置に伴う日照障害の影響を低減する計画とした。
電波障害	鉄道施設（嵩上式、駅）の構造物の形式・配置等の工夫	鉄道施設（嵩上式、駅）の構造物の形式・配置等の工夫で桁高の検討や桁下の空間を確保することにより、電波障害の影響を回避できる。	架道橋及び高架橋の設計において、可能な限り径間長と桁下空間を確保することで、構造物の配置に伴う電波障害の影響を回避する計画とした。

- ・評価書の公告後に、公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備への国の処理基準が新たに定められたことから、太陽光発電設備については、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備に対する損害等に係る費用負担（案）について（中央用対第7号 平成29年3月29日）」のとおり対応を行う。
- ・中央新幹線の構造物等により日陰が発生し、損害等が生じる太陽光発電設備のうち、工事完了以前から設置・利用している方を対象とする。

工事実施時に実施する環境保全措置を表 3-9 に示す。

**表 3-9 その他の環境要素に関する工事実施時の環境保全措置**

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
文化財	遺跡の発見に伴う届出	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡が発見されたときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いについては関係機関と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できる。	工事施工ヤードにおいて、新たに遺跡が発見された場合にはその旨を教育委員会へ届け出る。その後の取扱いは関係機関と協議の上、決定する。

### 3-4-5 動物・生態系

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-10 に示す。

表 3-10 動物・生態系に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物	汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置	汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置により汚濁水の発生が抑えられることで、魚類等の生息環境への影響を低減できる。	工事施工ヤードからの発生水量の処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、処理をしたうえで、公共用水域（境川）へ排水する計画とした。（図 3-9、3-10）
動物 生態系	営巣環境の整備	人工巣の設置を実施するとともに、必要に応じて、営巣林の整備を実施することにより、鳥類等の繁殖活動への影響を低減できる。	これまでに設置した人工巣を定期的にメンテナンスする計画としている。
動物 生態系	防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用	防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用により、騒音、振動の発生が抑えられることで、鳥類等の生息環境への影響を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、防音シート、低騒音型建設機械（図 3-7 写真①）を採用する計画とした。

工事実施時に実施する環境保全措置を表 3-11 に示す。

**表 3-11 動物・生態系に関する工事実施時の環境保全措置**

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物 生態系	工事従事者への講習・指導	不用意な林内への立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できる。	工事従事者に対して、ヤード外への不用意な立ち入りやゴミ捨ての禁止等について、講習・指導を実施する。
動物 生態系	コンディショニングの実施	段階的に施工規模を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、猛禽類等の重要な種への影響を低減できる。	事後調査の対象として、オオタカについて、専門家等の助言を踏まえ実施する。
動物	照明の漏れ出しの抑制	専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けられないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走行性の昆虫類等への影響を低減・回避できる。	工事施工ヤード等で使用する照明設備は、誘引効果が少ない灯具を使用するとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行う計画とした。

・専門家等の技術的助言を踏まえ環境保全措置の計画を行ったが、環境保全措置の実施にあたっては、専門家等の技術的助言を得ながら実施していく。また、事後調査やモニタリングの結果も踏まえ影響の恐れが確認された場合、速やかに専門家等の技術的助言を受け、必要な場合は追加の環境保全措置を講ずる。

### 3-4-6 景観

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-12 に示す。

表 3-12 景観に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
景観	構造物の形状の配慮	構造物の形状の配慮により、周辺の自然、農村、市街地景観との調和を図り、景観等への影響を低減できる。また、景観の有識者による検討会を実施し、橋梁構造形式等の検討結果として、橋梁計画位置の配慮により景観等への影響を低減できる。	社外の有識者による景観検討会において検討した内容を橋脚、桁構造、橋側歩道及び排水管に反映することで、景観等への影響を低減する計画とした。

### 3-4-7 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-13 に示す。

表 3-13 廃棄物、温室効果ガスに関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物	建設汚泥の脱水処理	真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリュージェカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法などの強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	発生する建設汚泥については、天日乾燥等による含水比低下を促す自然式脱水処理により、建設汚泥の減量を図る計画とした。
廃棄物	建設発生土の再利用	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	本工事で発生する発生土は牛勾発生土処理場などへ活用する計画とした。
温室効果ガス	低炭素型建設機械の採用	低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルでは CO2 排出量が従来型に比べ 10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	低炭素型建設機械については、現在、認定される規格が限定され生産台数が少ないことから調達が困難であるものの、将来、認定される規格が増えて増産されるなど、調達できる環境が整えば採用していく。それまでは、国土交通省の建設機械の燃費基準を参考に、認定された建設機械やその基準に近い燃費性能を持つ建設機械を採用していく計画とした。

工事実施時に実施する環境保全措置を表 3-14 に示す。

表 3-14 (1) 廃棄物、温室効果ガスに関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物	発生土を有効利用する事業者への情報提供	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できる。	本工事における発生土については、受入先の定める基準に従った検査を実施し、自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底する。
廃棄物 温室効果ガス	副産物の分別、再資源化	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	本工事で発生する建設副産物は場内で細かく分別する。
温室効果ガス	高負荷運転の抑制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードの工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止について、講習・指導を実施する。
温室効果ガス	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画する。
温室効果ガス	建設機械の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、建設機械の性能を維持する。

表 3-14 (2) 廃棄物、温室効果ガスに関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの排出量の低減が見込まれる。	工事施工ヤードの工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検及び整備について、講習・指導を実施する。

### 3-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-15 の通り計画する。

表 3-15 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行計画の 配慮	資材及び機械の運搬に用い る車両の運行ルート分散 化等を行うことにより、影 響を低減できる。	工事施工ヤードに係る資材及 び機械の運搬に用いる車両の 運行について、運行の時間を 集中させない等の配慮を行う 運行計画とした。なお、工事 用車両台数が多くなるコンク リート打設日については、各 橋脚の打設日をずらすことと した。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により資材及 び機械の運搬に用いる車両 が集中しないことで、影響 を低減できる。	工事施工ヤードに係る資材 及び機械の運搬に用いる車 両は、短時間に集中して運行 することを避ける計画とし た。発生土搬出に用いる工事 用車両については、GPSに よる運行管理の実施にて位 置を把握し、運行間隔を調整 する計画とした。
大気質 (粉じん等)	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の出入口、周 辺道路の清掃及 び散水、タイヤ の洗浄	資材及び機械の運搬に用い る車両の出入口、周辺道路 の清掃及び散水、タイヤの 洗浄を行うことで、粉じん 等の発生を低減できる。	工事施工ヤードに係る資材及 び機械の運搬に用いる車両に ついて、状況に応じ、タイヤ 洗浄、周辺道路の清掃及び散 水を実施する計画とした。 (図3-11写真①)
大気質 (粉じん等)	荷台への防じん シート敷設及び 散水	荷台に防じんシートを敷設 するとともに散水すること で、粉じん等の発生を低減 できる。	本工事に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両について、 積込時の発生土の状況を踏ま え必要に応じて防じんシート の敷設・散水を実施する計画 とした。(図3-11写真②)

表 3-15 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動 温室効果ガス	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の点検及び整 備による性能維 持	法令上の定めによる定期的 な点検や日々の点検及び整 備により、資材及び機械の 運搬に用いる車両の性能を 維持することで、影響を低 減できる。	工事施工ヤードに係る資材及 び機械の運搬に用いる車両に おいて、定期的な点検や日々 の点検及び整備を実施する計 画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	環境負荷低減を 意識した運転の 徹底	資材及び機械の運搬に用い る車両の法定速度の遵守、 アイドリングストップ及び 急発進や急加速の回避を始 めとしたエコドライブの徹 底により、影響を低減でき る。	工事施工ヤードに係る資材及 び機械の運搬に用いる車両を 運転する者に対して、法定速 度の遵守、アイドリングスト ップ及びエコドライブを講 習・指導する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動 温室効果ガス	工事従事者への 講習・指導	車両の点検・整備、環境負 荷低減を考慮した運転につ いて、工事従事者への講習・ 指導を実施することによ り、影響の低減が見込まれ る。	工事施工ヤードに係る資材及 び機械の運搬に用いる車両を 運転する者に対して、車両の 点検・整備、環境負荷低減を 考慮した運転等について、講 習・指導をする計画とした。
温室効果ガス	低燃費車種の選 定、積載の効率 化、運搬計画の 合理化による運 搬距離の最適化	低燃費車種の選定、積載の 効率化、合理的な運搬計画 の策定による運搬距離の最 適化等により、温室効果ガ スの排出量を低減できる。	工事施工ヤードに係る資材 及び機械の運搬に用いる車 両について国の重量車の燃 費基準の最新の認定を受け た車種をできる限り使用す る計画とした。



タイヤ洗浄



防じんシートの敷設

※写真①②は中央新幹線山梨県内高架橋ほか新設工事（利根川公園交差部）での事例を示す。

図 3-11 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

### 3-6 専門家等の技術的助言

環境保全措置の検討にあたっては、表 3-16 に示す通り専門家等の技術的助言を受けて実施した。

表 3-16 専門家等による技術的助言の内容

項目	専門分野	所属機関の属性	主な技術的助言の内容
動物	鳥類	公的研究機関等	<p>(オオタカ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事箇所が直近の繁殖巣（令和 3 年度・人工巣）からの視野に入らないこと、また離隔が確保されていることから影響は少ないだろう。</li> <li>・作業員が立ち入る可能性がある範囲に境界線を明示し、それよりも巣側に立ち入らないように徹底すること。</li> <li>・ペアでの飛翔が始まる時期を考慮し、坊ヶ峯付近の伐採作業は 11 月中旬までに終えておくこと。</li> <li>・繁殖期において、工事により景色や高さで大きな変化が生じる作業ではコンディショニングを実施すること。</li> </ul> <p>(ハチクマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングを実施すること。</li> </ul>

### 3-7 環境保全措置の実施にあたっての対応方針

- ・環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不具合のある場合には速やかに対応する。
- ・元請会社職員に対し環境影響評価書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工事関係者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。

## 第4章 事後調査及びモニタリング

### 4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画

事後調査及びモニタリングについては、評価書及びこれに基づく「事後調査計画書（平成26年11月）」に基づいて実施する。

事後調査の実施内容は環境保全措置の内容や現地の状況、工事計画を考慮して表4-1の通りとする。

表4-1 本工事に関する事後調査の計画

調査項目		調査地域・地点の考え方	調査期間の考え方	調査の方法
動物	オオタカの生息状況 (笛吹市地区ペア)	生息地周辺 <sup>※1</sup>	工事中及び工事後 の繁殖期	定点観察法による生息状況の確認 <sup>※2</sup>

※1 確認調査の結果、人工巣の設置状況及び専門家の意見を踏まえ場所を決定する。

※2 専門家の助言を踏まえながら実施する。

モニタリングの実施内容は環境保全措置の内容や現地の状況、工事計画を考慮して表 4-2 の通りとする。

**表 4-2 本工事に関するモニタリングの計画**

調査項目		調査地域・地点の考え方	調査期間の考え方	調査の方法
水質	浮遊物質量 (SS) 水温 水素イオン濃度 (pH)	図 4-1 に示す地点 (架道橋・高架橋工事の工事排水を放流する箇所の下流地点)	工事前に 1 回 (令和 5 年 5 月に実施済み) 工事中に 1 回/年 (低水期に実施)	浮遊物質量及び水素イオン濃度については「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法 水温については「地下水調査および観測指針 (案)」に定める測定方法
	自然由来の重金属等 (カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素)	図 4-1 に示す地点 (架道橋・高架橋工事の工事排水を放流する箇所の下流地点)	工事前に 1 回 (令和 5 年 5 月に実施済み) 工事中に 1 回/年 (低水期に実施)	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版)」に定める測定方法
土壌汚染	自然由来の重金属等 (カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素) 酸性化可能性	工事施工ヤードから試料を持ち出し、別箇所にて調査	発生土の受入先が定める受入基準に応じた時期及び頻度	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版)」に定める測定方法
動物	ハチクマの生息状況調査	生息地周辺	工事中及び工事後の繁殖期	定点観察法による生息状況の確認

※工事施工ヤードでの騒音・振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。

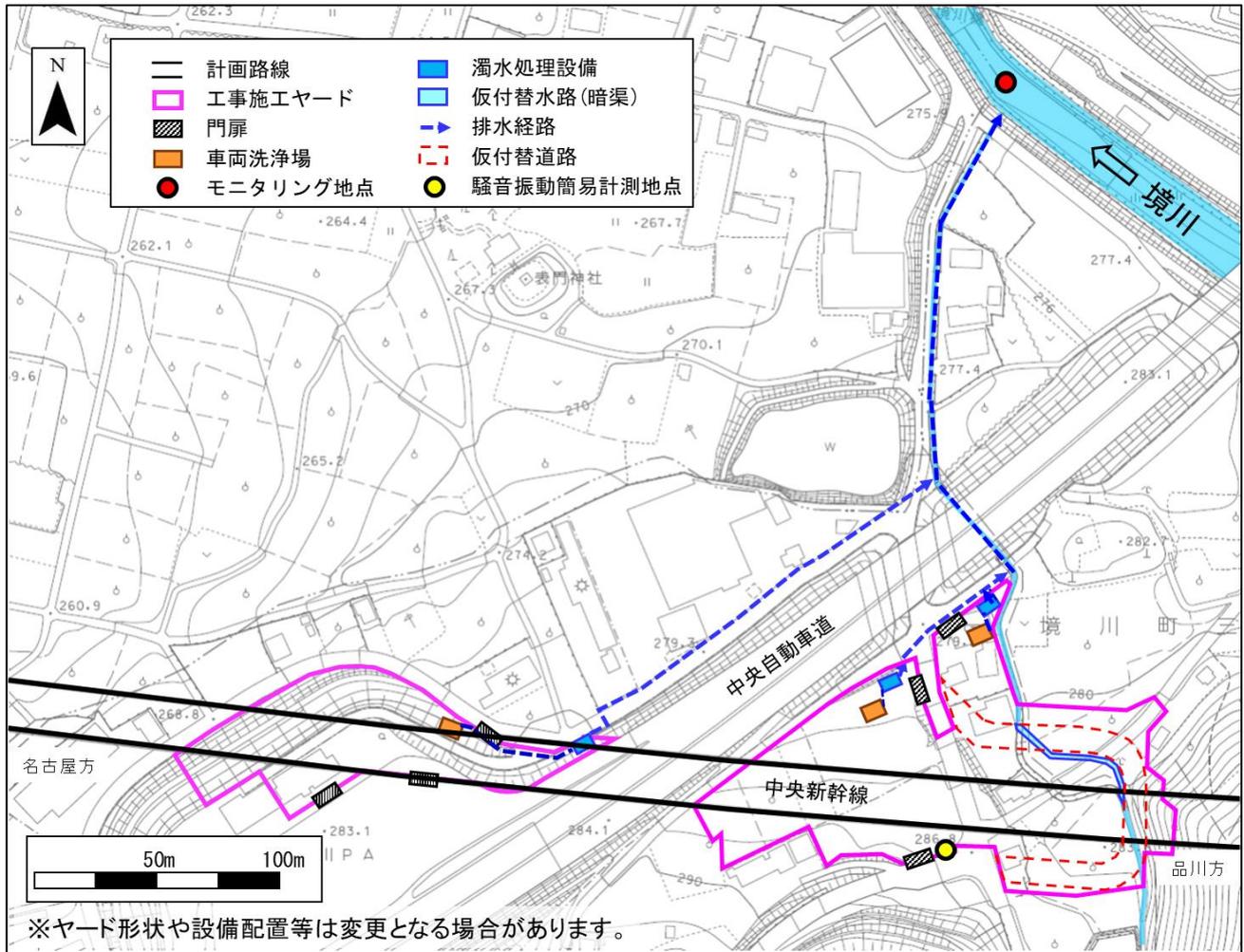
※ニューマチックケーソン基礎施工時には、空気の漏出の有無を確認するため、法令に則り井戸等の調査を行う。

※調査項目及び期間は状況により変更となる場合がある。

※工事施工ヤードから放流する工事排水は、水量、浮遊物質量 (SS)、水素イオン濃度 (pH)、水温の測定を 1 日 1 回を基本に実施する。

※ハチクマの生息状況調査については、専門家の助言を踏まえながら実施する。

※大気質、騒音、振動のモニタリングについては、本工事を含めた一定の区間における工事最盛期に実施することとしており、具体的な調査時期は今後決定する。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 4-1 モニタリング計画地点

#### 4-2 事後調査及びモニタリングの結果の取扱い

- 事後調査及びモニタリングの結果については、山梨県及び笛吹市との打ち合わせにより周知方法を決定のうえ、地区にお住まいの方々に公表する。
- また、上記の結果や環境保全措置の実施状況については年度毎に取りまとめ、山梨県への年次報告、中間報告を行うほか、当社のホームページにおいても掲載する。
- 結果を受け、必要な場合には、追加的な環境保全措置の実施や環境保全措置の変更を実施する。その場合、環境保全措置の追加や変更に伴い影響が及ぶ可能性のあるお住まいの方々に対し、内容を説明のうえ実施する。

